

産業廃棄物適正処理の手引き
(排出事業者用)

令和5年3月

川崎市

目次

1 廃棄物とは	1
2 事業で発生する廃棄物とは	2
(1) 産廃・一廃・特別管理廃棄物	2
(2) どこまでを事業活動に伴う廃棄物と考えるか	4
(3) 家庭ごみとは分別や排出方法が異なります	4
(4) 建物解体時の地下工作物（杭等）について	4
(5) 建物解体時の残置物について	4
3 排出事業者とは	5
(1) 排出事業者の責任	5
(2) 建設工事の排出事業者	5
(3) 下取り行為後に不要となった廃棄物の排出事業者	6
(4) 清掃業務に伴う廃棄物の排出事業者	6
(5) 商業ビル等に入っているテナントの廃棄物の排出事業者	6
4 川崎市産業廃棄物処理指導計画	7
(1) 目標	7
(2) 排出事業者の役割	7
5 事業で発生する廃棄物を処分するには	8
(1) 自己処理責任の原則	8
(2) 保管するためのルール	9
(3) 委託した場合の排出事業者責任	9
(4) マニフェストを交付して管理する	10
6 委託基準（委託するときのルール）	11
(1) 許可業者	11
(2) 契約方法	12
(3) 契約書に記載しなければならない事項	12
(4) 契約書に添付しなければならないもの	13
(5) 特例	13
専（もっぱ）ら物、再生利用認定制度、広域認定制度	
7 自分で処理するときのルール	15
(1) 自ら運搬する場合（運搬基準）	15
(2) 自ら処理する場合（処理基準）	15
8 マニフェストの運用	16
(1) マニフェストとは	16
(2) 紙マニフェストと電子マニフェスト	17

(3) 紙マニフェストは報告と保存が必要	18
(4) マニフェストが戻されなかったとき	18
(5) 訂正するときは	19
(6) マニフェストの様式	19
(7) 電子マニフェストの一部義務化	19
9 特別管理産業廃棄物	20
(1) 特別(管理)産業廃棄物とは	20
感染性産業廃棄物、廃石綿等	
(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	21
(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置報告	23
(4) 委託契約前の文書通知の義務	23
(5) 帳簿の備え付け、保存	23
10 多量排出事業者	24
(1) 基準	24
(2) 提出する書類	24
(3) 自主管理事業	24
11 管理体制	25
(1) 産業廃棄物処理計画	25
(2) 帳簿の作成	25
12 行政処分、罰則	26
(1) 行政処分	26
(2) 罰則	26
13 建設工事に伴い発生する廃棄物	29
(1) 建設工事における排出事業者	29
(2) 建設系廃棄物の取扱い	29
安定型産業廃棄物、廃石綿等、特定建設資材廃棄物、CCA 処理木材、建設汚泥等	
14 建設リサイクル法	35
(1) 建設リサイクル法の概要	35
(2) 工事の発注から実施への流れ	37
(3) 報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	38
(4) 罰則	39
資料集	42
産業廃棄物の種類と品目例	
産業廃棄物の保管高さ等の制限	
帳簿の作成	
様式集	

1. 廃棄物とは

「廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条第1項によると「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）」と定義されています。

なお、次のものは廃棄物から除外されています。

- (1) 気体状のもの
- (2) 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂
- (3) 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- (4) 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

廃棄物の場合は廃棄物処理法の適用を受けるため、廃棄物に該当するかどうかの判断が重要となってきますが、廃棄物に該当するかどうかは占有者の意思、その性状等を総合的に見て判断されるもので、排出された時点で客観的に廃棄物として判別できるものではありません。

<本手引きで使用する用語について>

廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

施行令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令）

施行規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（省令）

法令

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令）」

2. 事業で発生する廃棄物とは

(1) 産廃・一廃・特別管理廃棄物

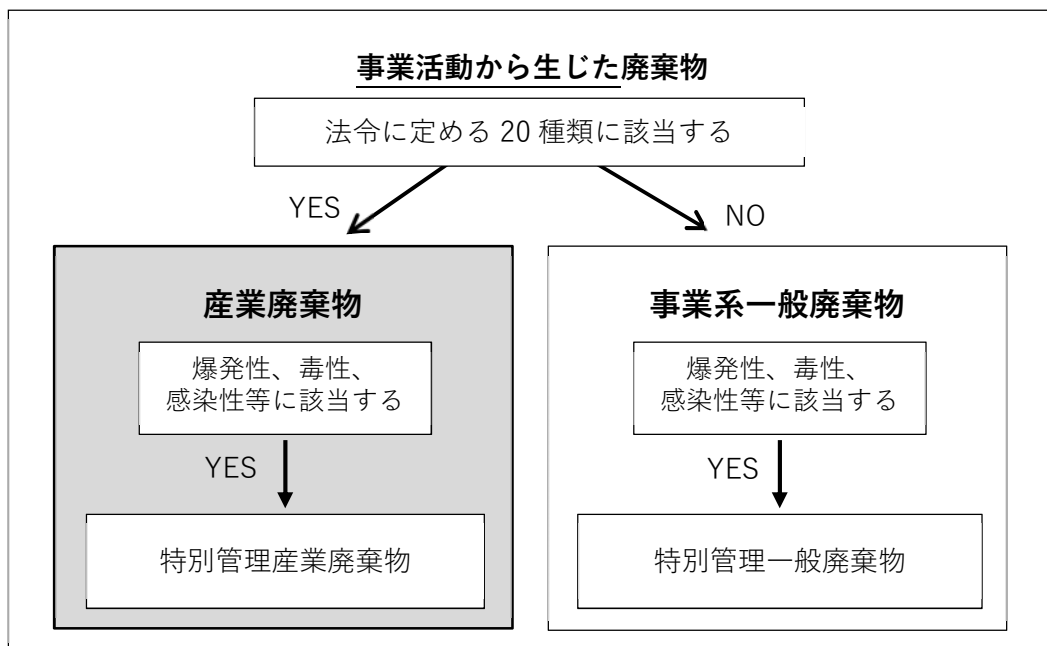
ア 分類

「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物を指します。「産業廃棄物」とは、次に挙げる 20 種類のことを指します。(廃棄物処理法第 2 条第 2 項、第 4 項)

(特別管理産業廃棄物は P 20 「9. 特別管理産業廃棄物」参照)

(品目の具体例は P 43 「1 産業廃棄物の種類と品目例」参照)

産業廃棄物の分類													
すべての業種に共通	1	燃えがら	特定の業種によるもの	13	紙くず								
	2	汚泥		特定の業種によるもの	14	木くず							
	3	廃油 (引火点 70°C以上のもの)			特定の業種によるもの	15	繊維くず						
	4	廃酸 (pH2~7)				特定の業種によるもの	16	動植物性残さ					
	5	廃アルカリ (pH7~12.5)					特定の業種によるもの	17	動物系固形不要物				
	6	廃プラスチック類						特定の業種によるもの	18	動物のふん尿			
	7	ゴムくず							特定の業種によるもの	19	動物の死体		
	8	金属くず								特定の業種によるもの	20	政令第 13 号廃棄物	
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず									特定の業種によるもの		
	10	鉱さい											
	11	がれき類											
	12	ばいじん											



(図 2) 事業系廃棄物の区分

イ 産業廃棄物の種類の判断

産業廃棄物を排出する時には、どの種類の産業廃棄物かを判断し、委託を含めその処理を適正に行う必要があります。

空き缶（金属くず）やペットボトル（廃プラスチック類）など、1種類だけのものもありますが、複数の産業廃棄物が混合しているような廃棄物は「混合廃棄物」と言っており、分離が難しいものや、一見しただけではどの種類にあたるのか判断できないものも多く存在します。

判断を誤り処理基準に適合しない処分等が行われると、生活環境の保全上支障が生じることがあります。そのため、次の表を参考にして産業廃棄物の種類を判断してください。

状態	判断
固形物＋固形物	○電化製品など →廃プラスチック類、金属くずの混合物 ○廃蛍光管（管部分がガラス製、両端に電極、ソケットにプラスチックが使用されている場合） →ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類の混合物（委託の場合は「水銀使用製品産業廃棄物」の許可が必要）
液状物＋固形物	○液状の廃合成塗料 →廃油と廃プラスチック類の混合物 ○全体として泥状 →汚泥 ○液状物に固形物が浮遊又は分散／液状物が固形物に封入 →液状物（廃油、廃酸又は廃アルカリ）と固形物の混合物
液状物＋液状物	○液状物（廃油を含まない） →混合物の pH 値により廃酸か廃アルカリ ○液状物（廃油を含む） →廃油と廃酸又は廃アルカリの混合物
液状物＋泥状物	○全体として泥状 →汚泥 ○廃油部分が残留している →汚泥と廃油の混合物（クリーニング汚泥、部品等を有機溶剤で洗浄した後の汚泥等）
固形物＋泥状物	○廃乾電池 →金属くず（外側）と汚泥（中身）の混合物
密接不可分物	○コンクリートが付着した枠やラミネートコートされた紙 →総体として特定の種類とする、または混合物とする。（個別判断となり、混合物の場合はより厳しい処理基準での適用とする）

(2) どこまでを事業活動に伴う廃棄物と考えるか

製造業であれば、原料や製品の搬出入、製造工程で発生する廃棄物は事業活動に伴う廃棄物となります。このような事業そのものに伴う廃棄物のほかにも、従業員を雇い入れることによって発生する、従業員が昼食時に食べた弁当容器（プラスチック）やジュースの空き缶（金属くず）も、事業活動に伴うものとされます。

なお、業種限定により産廃にならない場合もあります。(P2 の表「産業廃棄物の分類」、13～19 参照)

(3) 家庭ごみとは分別や排出方法が異なります

事業から発生する廃棄物は、図2に記載のとおり産業廃棄物または事業系一般廃棄物であり、家庭ごみの分別・排出ルールとは異なります。

事業で発生したごみを、家庭ごみの集積所に出すことはできません。(例外があります。家庭ごみの集積所に出した場合、場合によっては不法投棄とみなします)

(4) 建物解体時の地下工作物（杭等）について

解体した建物が使用していた地中の杭などは、「工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(施行令第2条9号)」にあたり、産業廃棄物となります。一度掘り起こしたものを再び埋めることは不法投棄になります。

(5) 建物解体時の残置物について

解体やリフォームを行う場合に建物内に残されていたもの（残置物）は、解体等の事業によって生じた廃棄物ではないため、建物の所有者等の廃棄物となります。所有者等が事業者であれば事業系一般廃棄物または産業廃棄物となり、個人であれば家庭系一般廃棄物となり、いずれも残置物の所有者に撤去させる必要があります。

<プラスチックは産業廃棄物です>

家庭ごみの分別と大きく違い、誤解が多い分類が「廃プラスチック類」です。

プラスチック製（石油由来）であれば全て「産業廃棄物（廃プラスチック類）」なので、「もえるごみ」という認識で「一般廃棄物」に入れないようにしてください。

また、化学繊維（アクリル、ポリエステルなど）やマスク、ダスターなどの不織布も石油由来製品なので「産業廃棄物（廃プラスチック類）」です。



3. 排出事業者とは

廃棄物を排出する事業者のことを「排出事業者」といいます。

(1) 排出事業者の責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、下記の責任を負います。これを「排出事業者責任」といいます（廃棄物処理法第3条）。

- ①事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ②事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、その減量に努めなければなりません。
- ③事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者処理責任があることに変わりはありません。廃棄物処理法第12条第7項では、事業者は、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

環境省 HP「排出事業者責任の徹底について」より抜粋

「排出事業者責任」に関連する項目

- P9 委託した場合の排出事業者責任（現地確認、措置内容報告等）
- P16 マニフェストの運用
- P21 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置
- P24 多量排出事業者（計画書・報告書の提出）
- P49 廃棄物管理票交付等状況報告書

(2) 建設工事の排出事業者

建設工事等に伴って生じる廃棄物（解体した家屋のがれきや木材など）の排出事業者は、発注者ではなく、元請業者です（廃棄物処理法第21条の3）。

実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることになっています。

廃棄物処理法で言う「建設工事」とは、「土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部または一部を解体する工事を含む）」であり（廃棄物処理法第21条の3）、建設業法等の定義とは別のものです。元請業者とは「当該工事の注文者から直接建設工事を請

け負った建設業を営む者」を言います。

単に器具等（例：電球など）の交換などを行う場合は建設工事には当たらず、交換した使用済み器具等の排出事業者は所有者となります。

（３）下取り行為後に不要となった廃棄物の排出事業者

新しい製品を販売する際に、商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取る場合、収集運搬や処理について処理業の許可が不要となります。

また、引き取ったものが不要になった場合、この廃棄物の排出事業者は引き取った事業者となります。

（４）清掃業務に伴う廃棄物の排出事業者

委託等により清掃業務を行った場合、集めたごみの排出事業者は清掃業務を行った事業者ではなく発注者（清掃場所の所有者、管理者）です。清掃業者は清掃業務により廃棄物を発生させたのではなく、もともとあった廃棄物を集めただけにすぎないからです。

ただし、清掃業者が持ち込んだ洗剤やウエスなどは清掃業者の廃棄物となります。

（５）商業ビル等に入っているテナントの廃棄物の排出事業者

商業ビルでビルの管理業者がごみ置き場を管理している場合がありますが、一般廃棄物、産業廃棄物ともに排出事業者は個々のテナントです。後述する処理委託の契約、マニフェストの運用等はテナントごとに行う必要があります。

<ビル管理会社がテナントの産廃処理契約を締結できる場合>

上記の通り、個々のテナントが契約を結ぶことが基本ですが、例外として、テナントから委任状により契約行為の委任を受けた場合、ビルの管理者がまとめて契約を行うことができます。ただし、この場合も排出事業者が変更になるわけではありません。そのため、マニフェストは個々のテナント名で作成し、確認、保存等の義務も個々のテナントにあります。（交付行為は依頼を受けてビルの管理者が行えます）

また、このようにまとめて契約を行おうとする場合には、契約書の中に委任を受けて契約するテナント一覧を明記し、委任状の添付をし、委任を受けて契約を行うこと、排出事業者は各テナントであることを明記しておく必要があります。

4. 川崎市産業廃棄物処理指導計画

川崎市では、産業廃棄物の3R及び適正処理を推進し、循環型社会を実現することを目指して令和3年度に上記の計画を策定しました。

(1) 目標

目標1	令和7（2025）年度における排出量 2,500 千トン
目標2	令和7（2025）年度における再生利用率 32%
目標3	令和7（2025）年度における廃プラスチック類の再生利用率 71%
目標4	令和7（2025）年度における最終処分量 43 千トン

(2) 排出事業者の役割

排出事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に主体的に協力し、脱炭素化を見据えた循環型社会の実現に向けて、3Rの推進や環境保全意識の向上に取り組むこととしています。

ア 3R（スリーアール）

Reduce（リデュース、減らす）・Reuse（リユース・再使用）・Recycle（リサイクル）の頭文字をとったもの。廃棄物を減らす基本であり、この順番で取り組むべきとされています。Recycleはすでに廃棄物になったものを再生する反面、Reduce・Reuseでは廃棄物を発生させない取り組みであるため、この2つが廃棄物を削減することでより重要な取り組みであるとされており、合わせて2R（ツアール）といえます。

イ 適正処理

3Rの取り組みを実施しても再生利用等が出来ないものは廃棄物処理法に基づいて適正処理を行います。その際にはできるだけ環境負荷のかからない処理方法を選択するようにします。

廃プラスチック類は排出抑制をするとともに、処理の方法を焼却ではなく再資源化を選択するなど、資源循環の取り組みを推進します。

ウ 電子マニフェストの導入

自らの廃棄物がどのように処理されているのか管理するためにマニフェスト（詳しくはP16「8. マニフェストの運用」を参照）の交付が義務付けられています。紙マニフェストに比べて、法令の遵守、事務処理の効率化、データの透明性の点でより優れている電子マニフェストの導入が推進されています。

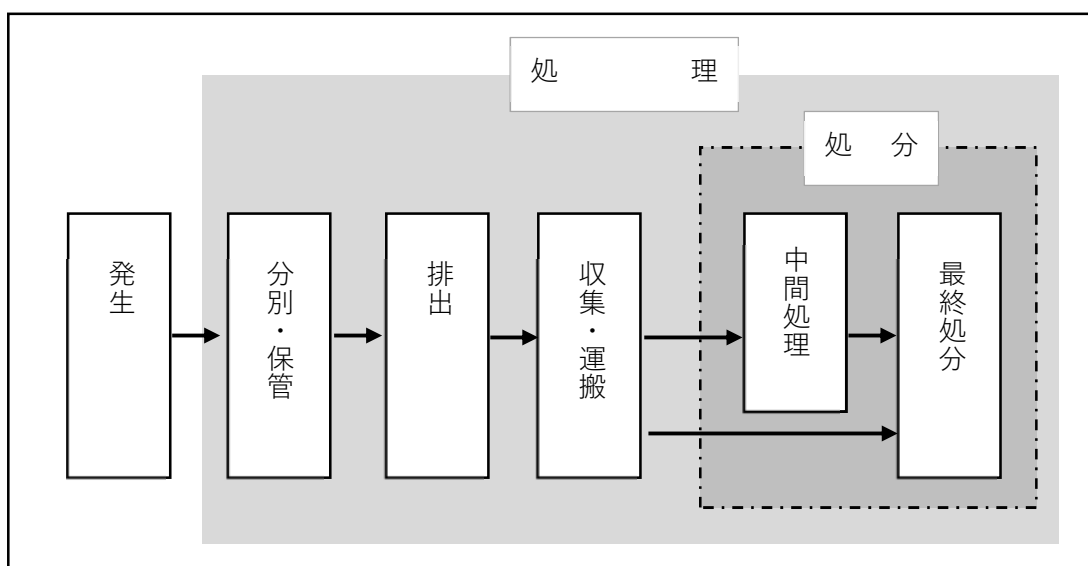
5. 事業で発生する廃棄物を処分するには

(1) 自己処理責任の原則

「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない(廃棄物処理法第 11 条)」とあり、自己処理責任が原則となります。(適正な委託をすることも含まれます。委託は P11「6. 委託基準」を参照)

自らの廃棄物を運搬、保管、処分する場合、処理業の許可は不要ですが(廃棄物処理法第 7 条第 1 項、第 6 項、第 14 条第 1 項、第 6 項)、それぞれのルールに従わなければなりません(廃棄物処理法第 12 条)。自らの廃棄物であっても、基準を守らずに運搬したり焼却したり、埋立したりすることは出来ません。(P15「7. 自分で処理するときのルール」参照)

自ら処理することが出来ない場合は、許可を有した処理業者へ委託します。この場合には、「委託基準」を遵守する必要があります。(P11「6. 委託基準(委託するときのルール)」参照)



(図 5) 産廃処理の流れ

ア 焼却禁止

廃棄物の焼却は原則禁止されています(廃棄物処理法第 16 条の 2、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 56 条)。

イ 無断埋立は違法

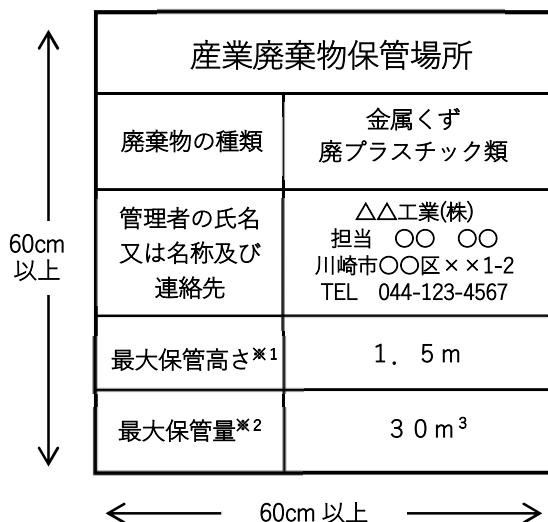
自らの土地でも無断で廃棄物を埋め立てると違法になります(廃棄物処理法第 15 条、第 16 条)。埋め立てる場合には、最終処分場の設置許可を取得する必要があります。

(2) 保管するためのルール

廃棄物を保管する場合にも基準が定められています（保管基準。廃棄物処理法第12条第2項）。

- ・ 囲いがある場合は廃棄物の荷重に対して安全であること。
(屋外で容器を用いず保管する場合には高さや勾配の制限があります)
- ・ 見やすい場所に産業廃棄物の保管場所であるという掲示をすること。
- ・ 飛散、流出などが起きないようにすること。
- ・ ねずみや蚊などが発生しないようにすること。

(屋外で保管する場合の基準はP46「巻末2 産業廃棄物の保管高さ等の制限」参照)



※1 屋外で容器を用いず保管する場合

※2 排出した場所以外で保管するとき

ア 事業場外で保管する場合の届出（建設工事に限る）

建設工事に伴い発生する産業廃棄物を、工事現場の外でかつ 300m² 以上の場所で保管する場合はあらかじめ届け出る必要があります。（届出様式はP62 巻末「様式集 6 産業廃棄物事業場外保管届出書関係」参照）

イ 保管は排出事業者の権原のある場所で行う

事業場の所有地以外で廃棄物を保管する場合、所有地であれば問題はありませんが、他人の土地（敷地）を利用して保管する場合には、使用許可など、あらかじめ使用権原等を取得しておく必要があります。

(3) 委託した場合の排出事業者責任

廃棄物を委託業者に受け渡した後も、排出業者に処理責任がなくなったわけではありません。委託した廃棄物が最後まで適正に処理されたかを確認し、処理されていない場合には必要な措置を講じなければなりません（廃棄物処理法第12条第7項）。

ア 現地確認等による処理状況の確認

排出事業者は、委託した産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われていることを確認することに努めなければなりません（廃棄物処理法第12条第7項）。

確認方法として、処理を委託した施設を実地で確認する方法、優良産業廃棄物処理業者等がホームページ等で公表している状況を間接的に確認する方法などがあります。

廃棄物が不法投棄された場合に、排出事業者は支障除去等について包括的措置義務を負っていると判断された事例もあり、最終処分まで適正に処理が行われたか確認をすること、委託先が信頼のおける事業者であるかを確認することは重要です。

イ 措置内容報告書

排出事業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト、次項参照）によって各段階の終了報告がされなかった場合や、処理過程において処理困難な状況が発生した場合など、引き渡した産業廃棄物の状況を把握するとともに適切な措置を講じなければなりません。また、措置を講じるとともに報告書を市長あて提出しなければなりません。（提出様式はP52、55「2、3 措置内容報告書」参照）

ウ 売却したものが不法投棄された場合

有価物として取引する場合には、廃棄物処理法の適用を受けません。しかし、廃棄物を有価物と称して安易に法の規制を逃れようとする悪質なケースもあります。

引き渡したものが不法投棄された場合には、不適正な処理として排出事業者責任により罰せられることがあります。

売却や無償引き取りの場合でも、有価物を装った廃棄物処理にあたらぬか、引き渡した後に不適正な扱いがされないかどうか、慎重に見極めることも必要です。

(4) マニフェストを交付して管理する

自己の廃棄物が適正に処理されたかの確認をするために「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を必ず交付しなければなりません（廃棄物処理法第12条の3第1項）。（電子マニフェストの場合は登録。廃棄物処理法第12条の5第1項）

マニフェストは事業者が処理委託した産業廃棄物の移動や処分に関する管理を強化し、また、適正処理の状況を自ら把握し、不適正処理を未然に防止する等のために使用するものです。（P16「8. マニフェストの運用」参照）

- ・ マニフェストは排出事業者が用意し、交付する。
- ・ 収集運搬、中間処理、最終処分の終了はマニフェスト（B2、D、E票）の送付を受けること（電子マニフェストの場合は完了報告の入力）により確認する。
- ・ A票は交付した日から、その他は送付を受けてから5年間保存する。
- ・ 紙マニフェストを交付した場合は、翌年度、市に報告を行う。（P49「1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書」参照）

6. 委託基準（委託するときのルール）

（1）許可業者

排出事業者は、自らの廃棄物の処理を委託しようとするときには、許可を受けた処理業者（許可業者）へ委託しなければなりません（廃棄物処理法第12条第5項）。

処理業者は産業廃棄物の種類、営業範囲について個別に許可を受けていますので、許可証の内容を確認し、無許可の事業者（該当の種類を持っていない事業者）へ委託することのないように注意してください。

許可を受けていない事業者へ委託することは委託基準違反となり、罰則があります。

（P27 「12(2)罰則」参照）

<確認すること>

- 委託しようとする産業廃棄物（種類）の許可を持っていること。
- 運搬の場合、事業の範囲が出発地と到着地の両方あること（経由地は含まない）。
- 許可が有効期限内であること。

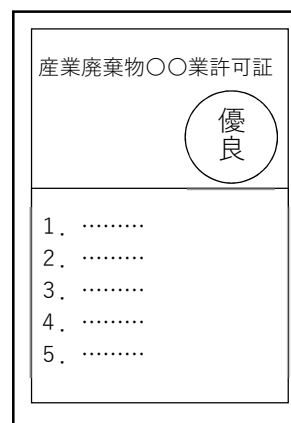
（委託の特例についてはP13 本章「(5) 特例」を参照）

ア 優良産廃処理業者認定制度

優れた能力及び実績を有する者の基準（施行令第6条の9第2号等）に適合する産業廃棄物の処理業者に対して認定を行う制度です。この認定を受けた業者は、許可の有効期限が7年となり、許可更新手続き時の申請書類の一部を省略することができます。また、認定を受けると、許可証に制度適合の旨を記載することが出来ます。

この制度は、産業廃棄物の排出事業者が優良な業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することで、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としたものですが、こちらはあくまで許可業者を選定する際の判断材料のひとつです。

認定された業者が不法行為や不適正処理を行わないことを保証するものではなく、排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではありません。優良認定事業者に委託をした場合でも、産業廃棄物の処理状況の確認等は同様に行わなければなりません。



イ 業者紹介

委託しようとする産業廃棄物を取り扱うことのできる許可業者を探すときは次の法人で紹介を受けることが出来ます。

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会 045-681-2989

ウ 許可の範囲の確認

委託しようとする産業廃棄物について、受託業者が正しく許可を持っているかを確認する必要があります。許可がない事業者へ委託をすると法律違反になります。

〔収集運搬〕

積み込み場所（川崎市）と荷下ろし場所（自治体）の許可がある。

（途中で積替え保管がある場合はその場所の自治体の許可も必要）

委託しようとする産業廃棄物の種類の許可を持っている。

（積替え保管施設に委託しようとする産業廃棄物の種類の許可が入っている）

有効期限内である。

〔処分〕

施設のある自治体の許可がある。

委託しようとする産業廃棄物の種類の許可を持っている。

有効期限内である。

（産業廃棄物の種類については P2「2. 事業で発生する廃棄物とは」参照）

（2）契約方法

契約は書面により行わなくてはなりません。（施行令第6条の2第4項）

収集運搬を行う者、処分を行う者とそれぞれ直接契約（二者間契約）をしてください（廃棄物処理法第12条第5項）。

ただし、収集運搬の許可、処分の許可の両方を持っている許可業者に収集運搬、処分を委託しようとする場合は、契約書をひとつにまとめることができます。

また、二者間契約と同様、排出事業者責任から処理の透明性を確保するため、原則として再委託は禁止されています。（例外あり）

排出事業者の自己処理責任として、自ら適正な処理契約を結ばなくてははいけませんので、P6「3. 排出事業者とは」の「(5) 商業ビル等に入っているテナントの廃棄物の排出事業者」のとおり、委任もなく商業ビル等の管理者に排出事業者になりかわって契約をさせることは出来ません。

（3）契約書に記載しなければならない事項

ア 収集運搬・処分契約の共通事項

委託する産業廃棄物の種類及び数量

委託契約書の有効期間

受託者に支払う料金

受託者の事業の範囲

委託者の有する委託した産業廃棄物の適正処理のために必要な事項に関する情報
性状及び荷姿

通常の保管状況下での腐敗、揮発性等の性状の変化に関する事項

他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されている場合は表示に関する事項

石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

その他取り扱いに際して注意すべき事項

- 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の伝達方法
- 受託業務終了時の受託者から委託者への報告に関する事項
- 契約解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

イ 収集・運搬契約書の個別事項

- 運搬の最終目的地の所在地
- 積替え又は保管を伴う委託に際しては、その積替え又は保管の場所の所在地、保管ができる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限
- 安定型産業廃棄物にあっては他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

ウ 処分契約書に含める個別事項

- 処分又は再生（以下「処分等」）の場所の所在地、処分等の方法及び処分等に係る施設の処理能力
- 最終処分以外の処分(中間処理)を委託する際には、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分等の方法及び施設の処理能力
- 輸入された廃棄物の処分等を委託するときは、その旨

(4) 契約書に添付しなければならないもの

次のいずれかの書面の添付が必要です。

許可業者	許可証の写し
環境大臣の認定を受けた者	認定証の写し
専ら再生業者	再生事業者の登録証明書及びその事業者の事業計画等で、要件を満たしているか確認できる書面
その他	受託者が他人の産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の収集運搬又は処分がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

(5) 特例

産業廃棄物は様々な制度による特例がありますが、廃棄物であることに変わりはないため、委託基準の一部が免除されるという形が基本となります。どの場合も契約書は免除されないので、気を付けてください。

ア 専（もっぱ）ら物

専ら物とは、「専ら再生利用（リサイクル）の目的となる産業廃棄物または一般廃棄物」のことをいい、具体的には「古紙、くず鉄（古銅等を含む）、空き瓶類、古繊維」のことを指します。産業廃棄物としては「くず鉄（古銅等を含む）、空き瓶類」、一般廃棄物としては「古紙、古繊維」です。

専ら物の特例として、委託する業者の収集運搬、処分業の許可が不要となっており、産業廃棄物のマニフェストの交付義務がありません。

ただ、廃棄物であることには変わりないので、委託契約書は必要です。有価物ではありません。排出事業者は最終的に専ら物がどのように処理されたのか確認する責任があります。（この確認のためにマニフェストを交付する場合があります）

イ 再生利用認定制度

生活環境の保全上支障がないなどの要件により環境大臣が認定を行う制度で、認定を受けたものは収集運搬・処分業の許可が不要となります。マニフェストの交付も不要となります。

対象の廃棄物……①廃ゴムタイヤ（自動車用）、②汚泥（建設無機汚泥等）、③廃プラスチック類、④金属を含む廃棄物

ウ 広域認定制度

製品の製造事業者（メーカー）等が、拡大生産者責任の考え方により、メーカー主導でその廃製品の処理を複数県にまたがる広域で行うことを環境大臣が認定する制度で、認定を受けたものは収集運搬・処分の許可が不要となります。マニフェストの交付も不要となります。

（まとめ）

	契約書	許可証	マニフェスト
専ら物	○	×	△
再生利用認定制度	○	×	×
広域認定制度	○	×	×

<産業廃棄物管理票（マニフェスト）と選挙公約（マニフェスト）>

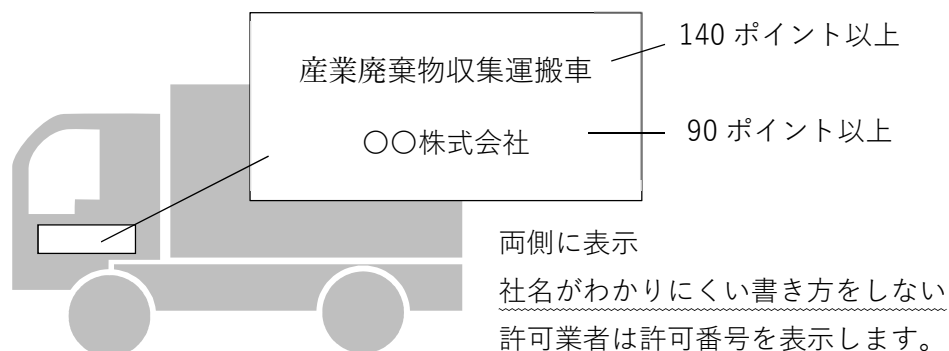
産業廃棄物管理票（マニフェスト=manifest）は、「（船などの）積荷目録、乗員名簿」をあらわす英語から。選挙公約（マニフェスト=manifesto）は「声明（文）、宣言（文）」という意味のイタリア語です。

ただし、語源はともにラテン語で、「手」と「打つ」を合わせたもので、「はっきりと指し示す」という意味を持ち、英語の manifest は動詞で「明らかにする」という意味になります。

7. 自分で処理するときのルール（廃棄物処理法第12条、施行令第6条等）

（1）自ら運搬する場合（運搬基準）

- ①廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ②悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- ③産業廃棄物運搬車である旨等を車体の両側面に表示すること。
- ④石綿含有産業廃棄物は、破碎することのないような方法で、その他のものと混合するおそれのないよう他の物と区分すること。



（図7 車体への表示）

- ・車両に下記事項を記載した書類を備え付けること。（紙マニフェスト、または電子マニフェストの携帯端末等の画面など、直ちに表示できるもので代えることができる）

氏名又は名称及び住所
運搬する産業廃棄物の種類及び量
産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

（2）自ら処理する場合（処理基準）

- ①産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ②処分又は再生に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
- ③産業廃棄物を焼却する場合には、一定の構造基準を守った焼却施設を用いて焼却すること。
- ④処分又は再生にあたり、適正な処分又は再生にやむを得ないと認められる保管期間を超えないようにすること。
- ⑤処分又は再生に当たり、保管する産業廃棄物は、処理施設の1日当たりの処理能力の14倍を超えないようにすること。

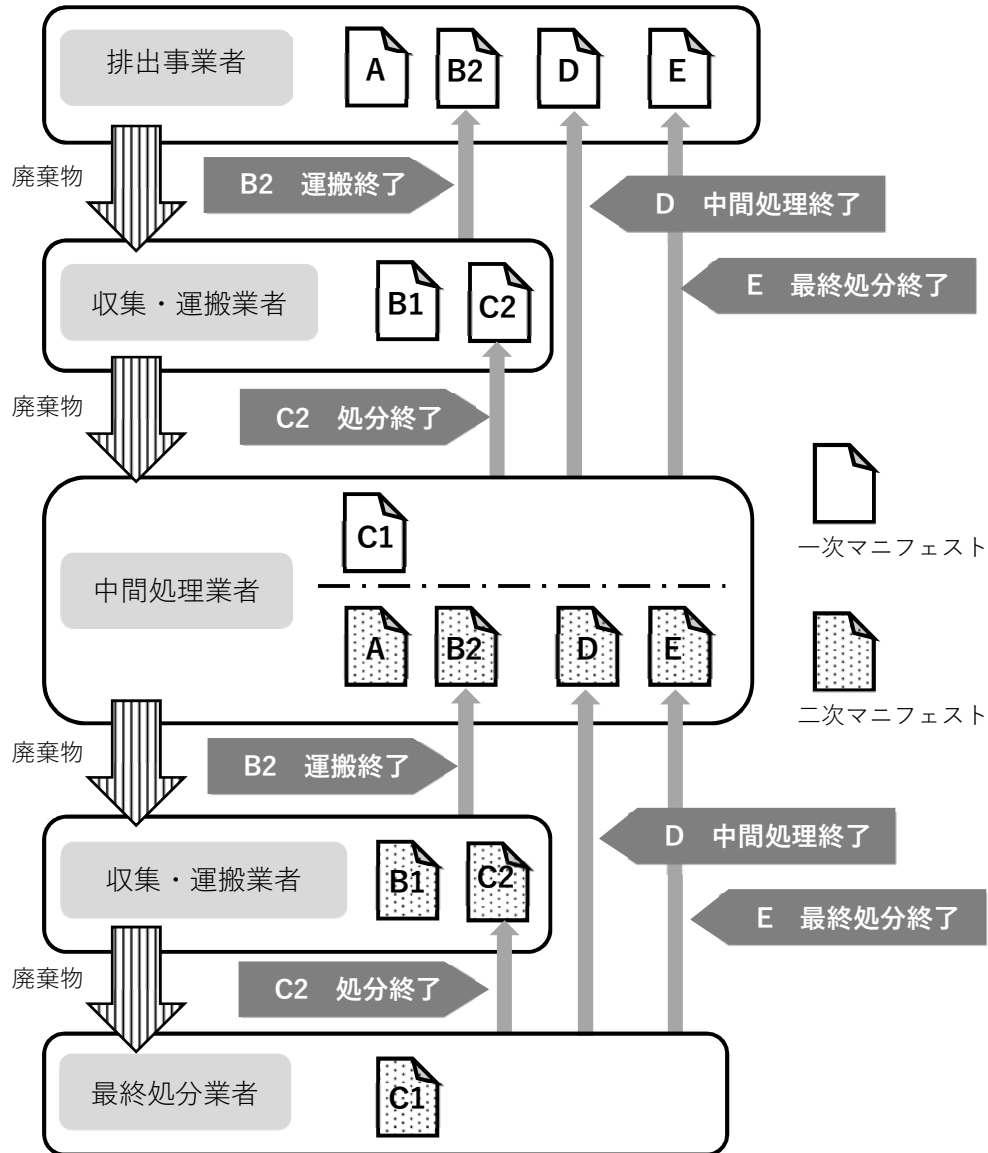
（P8「5（1）ア 焼却禁止、イ 無断埋立は違法」参照）

8. マニフェストの運用（廃棄物処理法第 12 条の 3）

（1）マニフェストとは

「産業廃棄物管理票」のことをいい、産業廃棄物の処理を委託する場合、廃棄物を引き渡す際に排出事業者が交付するものです。

収集運搬の終了、中間処理の終了、最終処分の終了など、それぞれ終了時にマニフェストが回付されるので、排出事業者は引き渡した産業廃棄物が適正に移動、処理されたことを確認することができます。



(図 8 - 1 マニフェストの流れ)

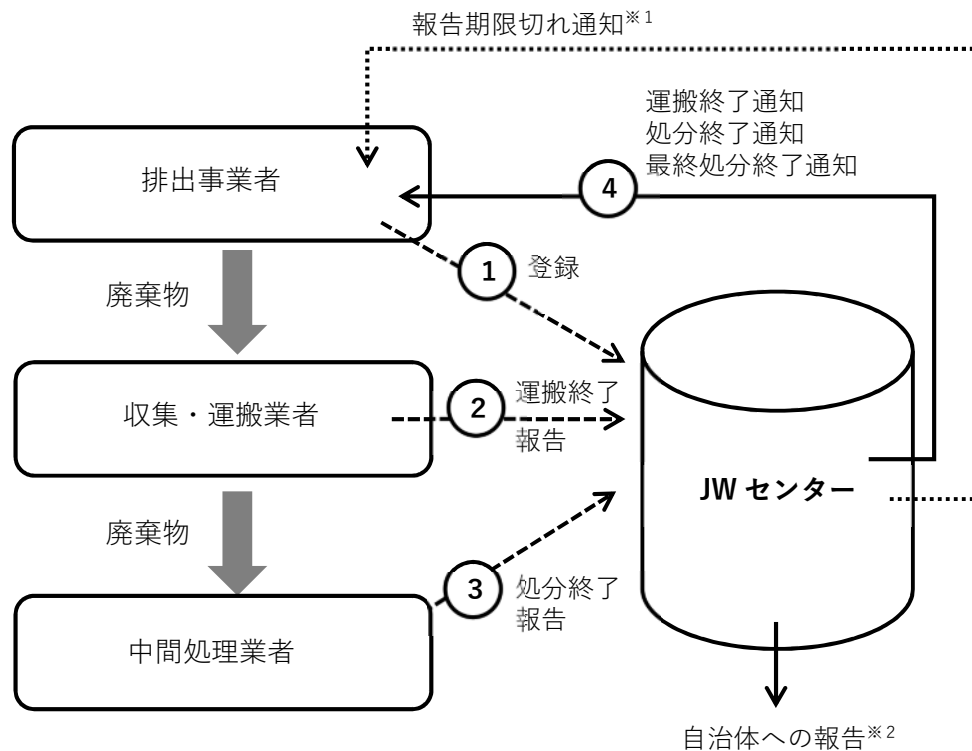
ア 運用のルール

- ・産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付
- ・委託する産業廃棄物の種類、数量、受託者に誤りがないことを確認して交付
- ・処理業者は運搬終了、処分終了から 10 日以内に報告

イ マニフェストの交付を要しない場合（例）（規則第8条の19）

- (ア) 市町村又は都道府県又は国に収集運搬又は処分を委託する場合
- (イ) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合
- (ウ) 環境省令で定める産業廃棄物の再生を行う者として、環境大臣の認定(再生利用認定制度)を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- (エ) 広域的な処理を行う者として、環境大臣の認定(広域認定制度)を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- (オ) 都道府県の個別指定等を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- (カ) 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の運搬及び処分を行う者に当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

((イ)～(エ)について詳しくはP13 「6(5)特例」を参照)



※1 本章(4)参照/※2 本章(2)参照

(図8-2 電子マニフェストの流れ)

(2) 紙マニフェストと電子マニフェスト

マニフェストには、紙媒体で7枚複写のものと、電子媒体で入力をするものの2種類があります。電子媒体はJWセンター（環境大臣が指定する（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）が運営するもので、パソコン、モバイル端末からアクセスが可能で、それぞれの段階の終了報告が入力により行われます。

	紙マニフェスト	電子マニフェスト
利用条件	なし	インターネットへの接続 排出事業者、収集運搬業者、処分業者 の3社全ての加入
年次報告	必要（産業廃棄物管理票交付等 状況報告書※3）	不要（JWセンターが代行して自治体 へ報告）
保存義務	あり（終了から5年間）	なし（サーバでの保存）

※3 P49「1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書」参照

（3）紙マニフェストは報告と保存が必要

ア 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

排出事業場ごとに、毎年6月30日までにその前年度1年間の交付状況等を報告しなければなりません（様式第3号）。

川崎市内で発生した産業廃棄物は川崎市長宛に報告します。

提出は紙媒体のほか、LoGoフォームによる電子媒体による提出もできます。

（P49「1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書」参照）

イ 保存義務

排出事業者は、交付した日から5年間マニフェストを保管する義務があります。

マニフェスト（B2、D、E票）の送付（電子の場合は入力）を受け、最終処分まで確実に行われたことを確認してください。

保存する必要があるもの		回付される期限
A	交付時に手元に残る	
B2	運搬終了	運搬終了後10日以内
D	中間処理終了	中間処理終了後10日以内
E	最終処分終了	最終処分終了の報告受けてから10日以内

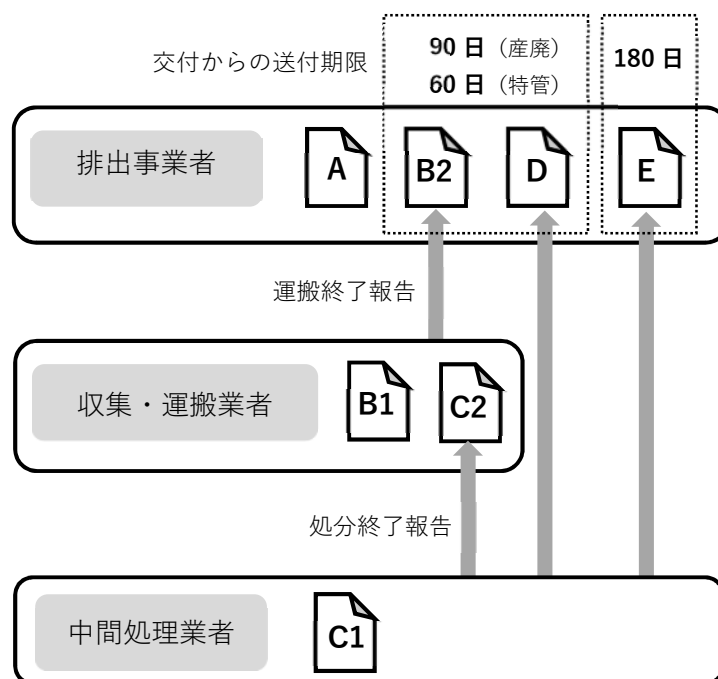
（4）マニフェストが戻されなかったとき

マニフェストを交付してから一定の期間が過ぎてもB2、D、E票の送付（電子の場合は完了登録）がされなかった場合は、委託した産業廃棄物の状況（運搬・処分）を確認してください。このとき、排出事業者は処理業者に対して必要な措置を講じ、期間が経過した日から30日以内に川崎市長に報告しなければなりません。

電子マニフェストの場合、期間が経過したときのメールによる通知を設定することが出来ます。

また、受託した処理業者が適正に処理することが困難になった、または困難になる恐れがある場合に、その事由が発生してから10日以内に排出事業者へ「処理困難通知」を通知することが義務付けられています。これを受け取った時には適切な措置を講じ、市長あ

て措置内容について報告しなければなりません。(報告様式は、P52、55「2、3 措置内容報告書」参照)



(図8-3 マニフェスト交付からの送付期限)

(5) 訂正するとき

電子マニフェストの場合、情報が確定されるまでは訂正が可能です。ただし、確定されてしまい訂正が出来なくなった場合、管轄の自治体へ報告が必要となります。

(報告様式は P60「5 電子マニフェスト登録等状況報告書」参照)

(6) マニフェストの様式

紙マニフェストの場合、法定の様式があります(様式第2号の15、施行規則8条の21)。

項目が欠けている場合は不交付とみなされますので注意してください。

複写式の紙マニフェストは「産業資源循環協会」で販売しています。建設系マニフェストは「建設業協会」でも販売しています。

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会 045-681-2989

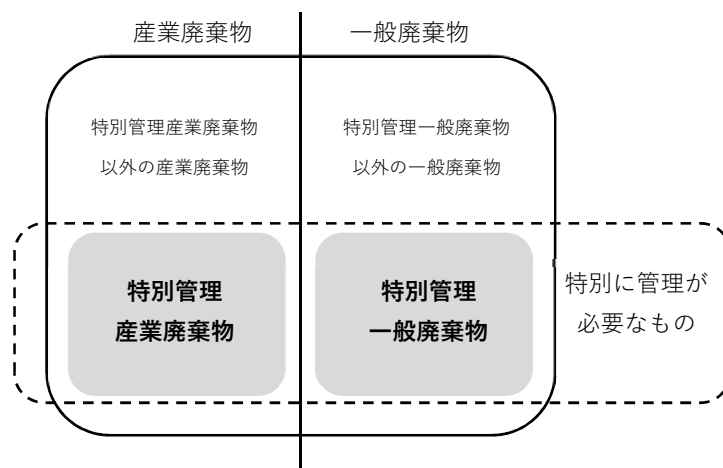
(7) 電子マニフェストの一部義務化

2020年4月から、特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)の発生量が50t以上の事業場で特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されています。(特別管理産業廃棄物は次章参照)

9. 特別管理産業廃棄物

(1) 特別管理（産業）廃棄物とは

「産業廃棄物」及び「一般廃棄物」のうち、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの」と定められています。発生から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、処理方法等が別に定められています。



(図9 特管産廃、普通産廃、一般廃棄物、特管一般廃棄物)

ア 感染性（産業）廃棄物

次に挙げた医療関係機関等から発生した医療系廃棄物のうち、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体（感染性病原体）が含まれ、若しくは付着している廃棄物又は、これらのおそれがある廃棄物が該当します。

	感染性廃棄物に係る該当施設（施行令第1条第8号、第2条の4第4号等）
1	病院
2	診療所（保健所、血液センター等も含む。）
3	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の3第1項に規定する衛生検査所
4	介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設
5	助産所
6	獣医療法第2条第2項に規定する診療施設
7	国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）
8	大学及びその附属試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）
9	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限り、上記7、8に該当するものを除く。）

医療機関等から発生する廃棄物の分類や処理、感染性廃棄物の判断など、詳しくは環境省「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を参照してください。

ここで挙げた施設以外から出た感染性の恐れのある廃棄物については、法律上の定義では「感染性産業廃棄物」には該当しませんが、感染性の恐れがどの程度なのかを判断し、場合によっては特別管理産業廃棄物に準じた処理を行ってください。

イ 廃石綿等

廃石綿及び石綿が含まれ、または付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業にかかるもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じたもの、および輸入されたものであって、飛散するおそれのあるものとして環境省令（施行規則第1条の2第9項）で定めるものをいいます。

P30「13（1）イ 廃石綿等・石綿含有廃棄物」及び環境省「石綿含有廃棄物等処理廃棄物処理マニュアル」を参照してください。

ウ その他特別管理産業廃棄物

廃油（灯油など引火点が70℃未満のもの）、廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、また特定有害産業廃棄物として廃PCB等、廃水銀、廃石綿などがあります。（P45「1（3）特別管理産業廃棄物」参照）

エ 特別管理産業廃棄物に分類されないが注意が必要なもの

特別管理産業廃棄物の一部は、発生する施設が限定されています。例えば基準とされている値を超える鉛が検出されても、発生施設が該当しなければ特別管理産業廃棄物とは分類されません。この場合、法律上の分類としては特別管理産業廃棄物ではなく普通の産業廃棄物となります（例：医療機関でないところから出る注射針など）。

しかし、有害物質への措置が講じられていない処理施設で処分することは適切ではないため、実務的には特別管理産業廃棄物の処理基準に準じて処理をすることが望ましいと考えます。

（2）特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物は発生から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもののため、必ず特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません（廃棄物処理法第12条の2第8項）。

特別管理産業廃棄物管理責任者は、例えば、次に掲げる役割を担います。

- ・ 特別管理産業廃棄物の発生・排出状況の把握
- ・ 処理計画の立案、事業場内への周知
- ・ 適正な処理の確保（処理の管理・監督、管理票の交付・保管等）

事業者は次の資格を有する者を特別管理産業廃棄物管理責任者として設置します。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

ア 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

資格	
イ	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士
ロ	2年以上環境衛生指導員の職にあった者
ハ	大学若しくは高等専門学校において、医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学の課程を修めて卒業した者
	これと同等以上の知識を有すると認められる者*

イ 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生じる事業場

	資格・学歴	課程	科目・学科	実務経験
イ	2年以上環境衛生指導員の職にあった者			不問
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後2年以上
ハ	大学	理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後3年以上
ニ	短期大学、高等専門学校	理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学	卒業後4年以上
ホ	短期大学、高等専門学校	理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後5年以上
ヘ	高校、中等教育学校		土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科	卒業後6年以上
ト	高校、中等教育学校		理学、工学、農学若しくはこれらに相当する科目	卒業後7年以上
チ	上記イ～ト以外の者			卒業後10年以上
リ	上記イ～チまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者*			

※の例として、川崎市では（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）の開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の修了者」を認めている。

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合には、「川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則」に基づき、「特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告書（第25号様式）」により、30日以内に市長に報告しなければなりません。（報告様式はP58「4 特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告書」参照）

(4) 委託契約前の文書通知の義務

特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合、処理業者が受託できるかどうかの判断のため、その特別管理産業廃棄物の分析を行い、種類や数量、性状等注意すべき事項を文書で通知しなければなりません。

(5) 帳簿の備え付け、保存

特別管理産業廃棄物の運搬、処理について帳簿を作成し、保存しなければなりません。これに違反すると30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

ただし、運搬・処分を委託した場合はマニフェスト（紙または電子）により帳簿に代えることができます。（自社運搬をする場合は帳簿の備え付けが必要になります。詳しくはP25「11. 管理体制」参照）

<解体工事以外で発生する石綿含有廃棄物等について>

石綿含有廃棄物等の定義が、石綿建材除去事業等により発生するものとなっており、什器や機器等の建材でないものに石綿が使用されていても石綿含有廃棄物等にはあたりません。

撤去にあたっては飛散防止の措置（湿潤化など）を行い、袋を二重梱包にするなど石綿含有廃棄物等に準じた取り扱いをするようにしてください。

撤去にあたって飛散の恐れがある場合には、石綿作業主任者の選任等が必要になる場合がありますので、労働基準監督署へご相談ください。

<「最終処分」とは>

最終処分というと埋立を連想しがちですが、廃棄物を処理して廃棄物ではなくなる（有価物になる）ことも最終処分になります。（これを「廃棄物を卒業する」と言います）

そのため、廃棄物が有価物になった場合、マニフェストにある「最終処分を行った場所」に記載されるのは、その中間処理をした（廃棄物に加工をした）場所です。

10. 多量排出事業者

前年度に、廃棄物処理法で定める一定量以上の量の産業廃棄物が発生した事業者は「多量排出事業者」として、当年度の減量その他処理に関する計画を作成し、提出しなくてはなりません。そして、翌年度にはその計画に対する報告を提出します(廃棄物処理法 12条9項)。川崎市では、基準に満たない事業場であっても、「廃棄物自主管理事業」に参加いただき、書類の提出をお願いしているところです。

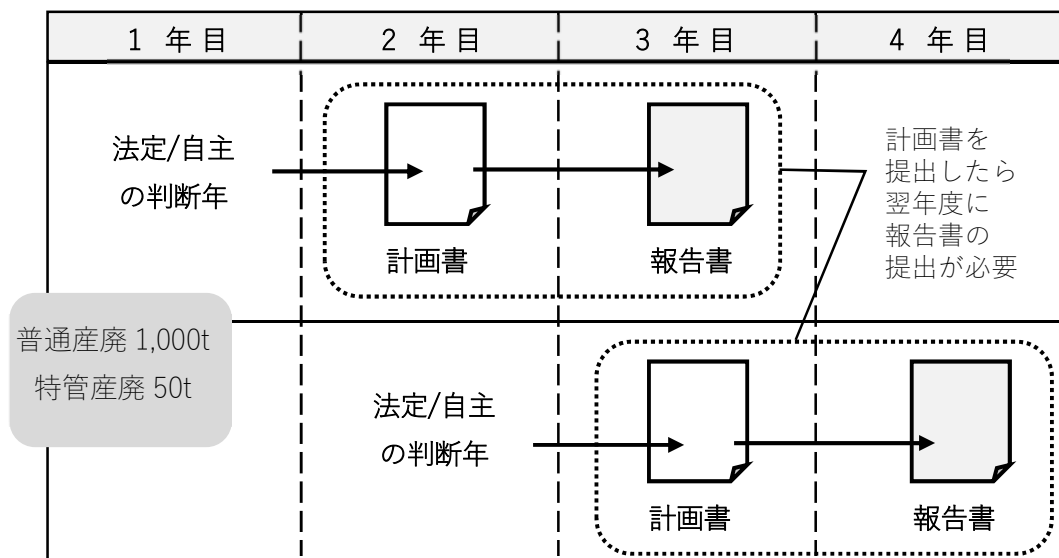
(1) 基準

年間(年度)の発生量は、産業廃棄物 1,000t 以上、特別管理産業廃棄物 50t 以上です。

(2) 提出する書類

提出書類は「(特別管理) 産業廃棄物処理計画書」と「(特別管理) 産業廃棄物処理計画実施報告書」です。(以降、それぞれ「処理計画書」「実施報告書」といいます)

前年度の排出量から多量排出事業者となった場合、当年度の「処理計画書」を提出します。「計画書」を提出した翌年度は、「実施報告書」を提出します。どちらも 6 月 30 日までに提出します。



(3) 自主管理事業

事業者による廃棄物の発生抑制、再生利用等の自主的な取り組みを促進するため、川崎市では、神奈川県及び県内の政令市と協同して「廃棄物自主管理事業」を行っています。

この事業では、上記の廃棄物処理法に基づいた多量排出事業者による処理計画等の提出に加え、廃棄物の発生抑制や再生利用等に向けた取り組み項目について自己評価いただいたものを、分析、業種間比較等して参加者へフィードバックしたり、参考となる取り組み事例について参加者へ提供を行ったりして自主的な取り組みを支援しています。

(神奈川県庁のホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f94/>) 参照)

11. 管理体制

(1) 産業廃棄物処理計画

廃棄物処理法に規定されていないものの、排出事業者は事業場内で発生する（特別管理）産業廃棄物の種類、発生量等を把握するとともに、廃棄物の発生抑制並びに減量等に努めることが望ましいとされています。

その把握にあたっては、多量排出事業者の「(特別管理) 産業廃棄物処理計画書」の記載事項に準じて独自に処理計画を作成することが推奨されています。

自主管理事業（P24「10. 多量排出事業者」参照）では、多量排出事業者にあたらぬ事業者にも参加を促しています。自主管理事業の書式を利用して処理計画書を作成いただくことで、産業廃棄物の管理体制の一環としてご参加いただければ幸いです。

(2) 帳簿の作成

産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、産業廃棄物の種類ごとに所定の事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。

該当するのは、以下の3つの場合です。

- ・産業廃棄物処理施設を設置している事業者
- ・排出事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分または再生を行う事業者
- ・特別管理産業廃棄物を生じ自ら処理する事業者

（P47「3 帳簿の作成」を参照）

< 「積替え保管」とは？ >

収集運搬業の許可の一つで、通常は処分施設まで直行するところを、収集運搬の途中で荷下ろしし、別の車に積み替えて運ぶことを指します。

小さな車で運んでいたものを、合わせて大きな車に替えたり、別の事業者へ運搬をつないだりすることも積替え保管に当たります。

排出事業者が自らの権原のある場所で廃棄物を保管するような場合は積替え保管とは言いません。ただし、この場合も保管場所であることの表示が必要です。また、建設工事による廃棄物の場合、工事現場から離れた場所で 300m² 以上の敷地に保管する場合は届出が必要です。（P9「5（2）ア 事業場外で保管する場合の届出（建設工事に限る）」参照）

12. 行政処分、罰則

廃棄物の不法投棄や不法焼却の行為者はもちろん、排出事業者が委託基準に違反して処理を行わせていたり、適正処理について確認を怠っていたりする場合など、排出事業者責任として罰則が科せられることとなります。

(1) 行政処分

ア 報告徴収

市長は、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者等の関係者に対して、廃棄物の処理等に関し、必要な報告を求めることが出来ます。これを拒否、あるいは虚偽報告した場合は刑罰対象となります（廃棄物処理法第 18 条第 1 項）。

イ 立入検査

市長は職員に、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者等の事務所、事業場、車両等に立ち入り、廃棄物の処理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることが出来ます。これを拒否、妨害又は忌避した場合には刑罰対象となります（廃棄物処理法第 19 条第 1 項）。

ウ 改善命令

市長は不適正な保管・処理が行われた場合に、保管・処理を行った者に対して必要な措置を講ずるよう命ずることが出来ます（廃棄物処理法第 19 条の 3）。違反した場合には罰則の対象となります（廃棄物処理法第 26 条第 2 号）。（P27 参照）

エ 措置命令

市長は、不適正な産業廃棄物の保管・処理が行われ、生活環境保全上支障が生じ、または生ずる恐れがあると認められるときは、必要な限度においてその支障の除去または発生防止のために、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることが出来ます（廃棄物処理法第 19 条の 5、19 条の 6）。違反した場合には罰則の対象となります（廃棄物処理法第 25 条第 5 号）。（P27 参照）

オ その他（勧告）

市長は、排出事業者、処理受託者が管理票・に関する規定を遵守していないと認めるときは、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることが出来ます。また、勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することが出来、それでも従わない場合は勧告に係る措置を取るべきことを命ずることが出来ます。この場合は刑罰の対象となります（廃棄物処理法第 12 条の 6）。

(2) 罰則

排出事業者が廃棄物処理法に違反した場合、罰則が科せられることがあります。

第 25 条 5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又は併科

	違反行為	違反条項
措置命令違反	措置命令（12（1）エ）に違反したとき	第 19 条の 5 第 1 項 第 19 条の 6 第 1 項
投棄禁止違反	廃棄物をみだりに捨てたとき	第 16 条
焼却禁止違反	処理基準等に違反して焼却したとき	第 16 条の 2
委託基準違反	廃棄物の収集、運搬、処分をできない者に委託したとき	第 6 条の 2 第 6 項 第 12 条第 5 項 第 12 条の 2 第 5 項

第 26 条 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金

	違反行為	違反条項
改善命令違反	改善命令（12（1）ウ）に違反したとき	第 19 条の 3 第 15 条 の 2 の 7
委託基準違反	委託基準に違反して、廃棄物の処理を他人に委託したとき	第 6 条の 2 第 7 項 第 12 条第 6 項 第 12 条の 2 第 6 項

第 27 条の 2 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

	違反行為	違反条項
排出者管理票 交付義務違反 記載義務違反 虚偽記載	管理票不交付、規定事項不記載、虚偽の記載等をしたとき	第 12 条の 3 第 1 項
産業廃棄物管 理票保存義務 違反	管理票の写しについては交付から、運搬受託者または処分受託者から交付されたものについては 5 年間保存しなかったとき	第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項

電子マニフェスト虚偽登録	情報センターへの虚偽の登録をしたとき	第 12 条の 5 第 1 項、第 2 項
勧告命令違反	措置命令（12（1）オ）の措置命令に違反したとき	第 12 条の 6 第 3 項

第 33 条 20 万円以下の過料

	違反行為	違反条項
事業場外保管	非常災害のために産業廃棄物を保管した場合、14 日以内に都道府県知事に届出をせず、又は虚偽の報告をしたとき	第 12 条第 4 項
届出違反	非常災害のために特別管理産業廃棄物を事業場外に保管した場合、14 日以内に都道府県知事に提出せず、又は虚偽の届出をしたとき	第 12 条の 2 第 4 項
多量排出事業者の処理計画提出義務違反	多量排出事業者が、産業廃棄物の減量その他処理に関する計画と都道府県知事に提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき	第 12 条 9 項
	多量排出事業者が、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を都道府県知事に提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき	第 12 条の 2 第 10 項
多量排出事業者の実施状況報告提出義務違反	多量排出事業者が、実施状況について都道府県知事に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき	第 12 条 第 10 項 第 12 条の 2 第 11 項

< 排出事業者に措置命令が出されることもあります >

自分の廃棄物が不法投棄されているなどの場合、不法投棄を行った者に対する罰則はもちろんです。その不法投棄を行った者に委託をした排出事業者にも責任が問われる場合があります。

P11「委託基準」に違反（契約をしない等）している、標準的な委託金額を調査せずに著しく安い金額で委託している、もしくはマニフェストを交付していないなど、処理業者が信頼できるかどうかの確認をせずに委託して不法投棄がされた場合、排出事業者の責任として、不法投棄物の撤去等の措置命令が出される場合もあります。

P5 にあるとおり、最終処分までは排出事業者は自己の廃棄物に責任がありますので、第 3 者に任せたり、委託した事業者任せにしたりしないでください。

13 建設工事に伴い発生する廃棄物

(1) 建設工事における排出事業者

P5「3（2）建設工事の排出事業者」で記載のとおり、元請業者です。

ア 下請負人が行う廃棄物の運搬に係る例外

次のいずれにも該当する廃棄物の場合、下請け人が排出事業者とみなされ、その下請け人が自ら運搬する場合、収集運搬業の許可なく運搬が可能になるという例外があります（施行規則第18条の2）。

- ①次のいずれかに該当する工事に伴って発生する廃棄物（特別管理廃棄物を除く）であること。
 - ・建設工事（維持修繕工事）の請負代金が500万円以下の工事（解体・新築または増築工事を除く）
 - ・引き渡し後の建築物等に係る瑕疵補修工事であって請負代金が500万円以下の工事。
- ②特別管理産業廃棄物でないこと。
- ③次のように運搬される廃棄物であるもの。
 - ・1回の運搬容量が1 m³以下の廃棄物であること。
 - ・運搬先が工事場所の所在地と同一または隣接都道府県で、元請が所有または使用権原を有する保管場所であること。（元請が処分契約をした廃棄物処理施設を含む）
 - ・運搬途中で保管が行われないこと。

(2) 建設系廃棄物の取扱い

ア 安定型産業廃棄物

産業廃棄物のうち、生活環境保全上の支障の恐れが少ない産業廃棄物のことで、安定型最終処分場で埋立処分することができるものをいいます。

- ・ 廃プラスチック類
- ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・ ゴムくず
- ・ がれき類
- ・ 金属くず
- ・ 上記5つのほか、環境大臣が指定する産業廃棄物
…廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を無害化処理又は熔融処理等したもので環境省の定める基準に適合したもの。

安定型産業廃棄物であっても、排出から処分までの間に安定型産業廃棄物以外の廃棄物と混在し、これらが付着又は混入しているおそれがあるものは、安定型産業廃棄物として取り扱うことができませんのでご注意ください。

イ 廃石綿等・石綿含有廃棄物

廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の処理について、詳しくは、環境省の石綿含有廃棄物等処理マニュアルを参照してください。

(ア) 定義

「廃石綿等」とは廃石綿及び石綿が含まれ、または付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業にかかるもの、大防法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じたもの、および輸入されたものであって、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいい、特別管理産業廃棄物に該当します。

「石綿含有廃棄物」は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）をいい、例えば解体工事により撤去され廃棄物となったアスベスト成形板などが該当します。こちらは特別管理産業廃棄物ではありません。

「廃石綿等」と「石綿含有廃棄物」は産業廃棄物の種類が異なるため、委託の際にはそれぞれの種類を明示して契約します。

<廃石綿等>

環境省令（施行規則第1条の2第9項）

- ①建築物その他の工作物（以下、「建築物等」という）に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿
- ②建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
 - イ. 石綿保温剤
 - ロ. 珪藻土保温材
 - ハ. パーライト保温材
 - ニ. 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上の石綿が飛散する恐れのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ③石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防塵マスク、作業衣その他の用具または器具であって石綿が付着しているおそれのあるもの
- ④特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
- ⑤特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場または事業場において用いられ、廃棄された防塵マスク、集じんフィルタその他の用具または器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

(イ) 廃石綿等と同時に生じる産業廃棄物

廃石綿等の処理を委託する際には、委託先の業者が、同時に排出される可能性のある産業廃棄物の許可と特別管理産業廃棄物である廃石綿等の許可の両方を有していることを確認してください。

《石綿建材除去事業》

廃石綿等の種類	同時に生じる可能性のある産業廃棄物
吹付け石綿除去物、保温材	ガラスくず
仮設養生プラスチックシート、室内清掃用スポンジ、負圧・除塵装置に使用したフィルター（超高性能微粒子エアフィルター（HEPA フィルター）を含む）	廃プラスチック類
防じんマスク	廃プラスチック類、ゴムくず
特殊保護衣、靴カバー	廃プラスチック類、紙くず

《特定粉じん発生施設》

廃石綿等の種類	同時に生じる可能性のある産業廃棄物
集塵粉	ガラスくず
防じんマスク	廃プラスチック類、ゴムくず
集塵フィルター、石綿袋	廃プラスチック類
石綿に汚染された作業衣	廃プラスチック類、繊維くず

ウ 特定建設資材廃棄物

特定建設資材廃棄物とは、建設リサイクル法で再資源化等が義務付けられている次の建設廃棄物を指します。

・コンクリート	・木材
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	・アスファルト・コンクリート

これらの廃棄物は、①その再資源化が資源の有効利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するものであること、②再資源化技術が確立・普及しており、再資源化の経済性の面における制約が著しくないこと、の2点を考慮して指定されたものです。

上記廃棄物については、建設リサイクル法の対象工事から発生した場合のみならず、対象工事以外から発生した場合においても、再資源化を推進してください。

エ CCA 処理木材

クロム、銅、砒素化合物である CCA の処理木材は、土台・大引き（土台から上1メートルの範囲）に使用されています。地域によっては他にも使用されているので注意が必要です（1960年代後半から1990年代まで使用されています）。

CCA 処理木材はそのままでは再資源化できません。そのため、CCA 注入部分とそれ以外を分離・分別し、CCA 注入部分については廃棄物処理法に基づき焼却処理、それ以外の部分は再資源化してください。分離・分別が困難な場合は廃棄物処理法に基づき全て焼却、埋立してください。

オ 建設汚泥等

(ア) 建設汚泥

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水

率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という）として取り扱います。また、直径74 μ m（マイクロメートル）を超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができます。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/m²以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m²以下のものです。

しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要があります。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外です。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で言うものとします。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなります。

(イ) 建設汚泥処理物

建設汚泥に中間処理を加えた後の物（ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない）を「建設汚泥処理物」といいます。

この建設汚泥処理物が土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれたりする事例などが多発していることから、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎として平成17年に「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」が示されました。この指針では再生利用に係る指定制度を活用した適正な建設汚泥の再生利用を提示し、適正な再利用を促しています。

国土交通省も平成18年に「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」を発出し、積極的に建設廃棄物の再生利用を進めるとしています。

いずれにしても、産業廃棄物である建設汚泥を再生利用するにあたっては、再生利用するための品質の管理や廃棄物該当性の判断などを行う必要があります。

（参考）

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について

平成17年7月25日付け環産廃発第050725002号通知

再生利用に係る指定制度

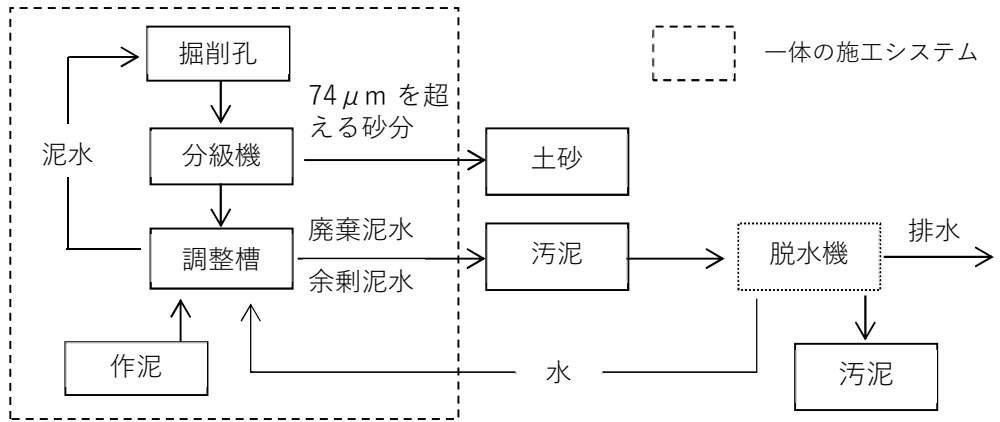
廃掃法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく制度

建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について

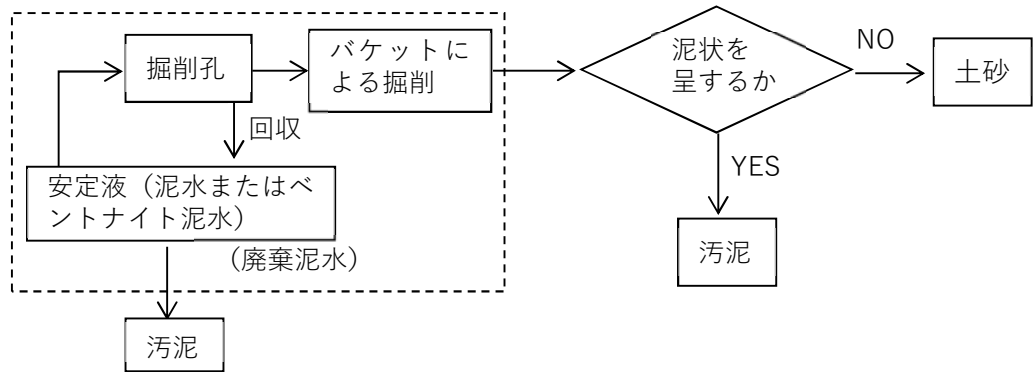
平成18年6月12日付け国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、
国総事第19号国土交通事務次官通知

【代表的な掘削工法での例】

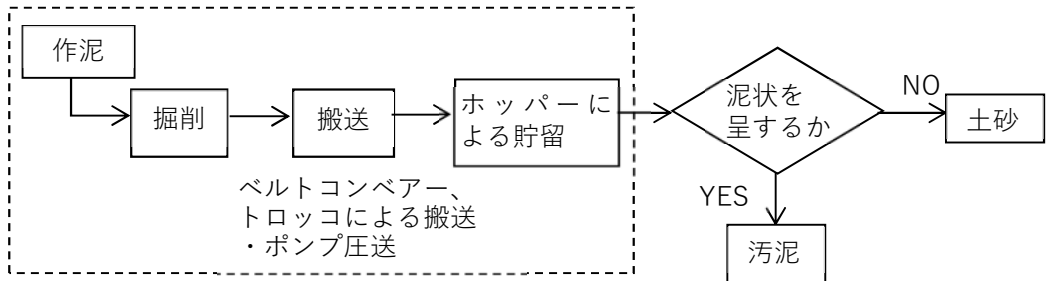
● 泥水循環工法の例（泥水シールド・リバースサーキュレーション工法等）



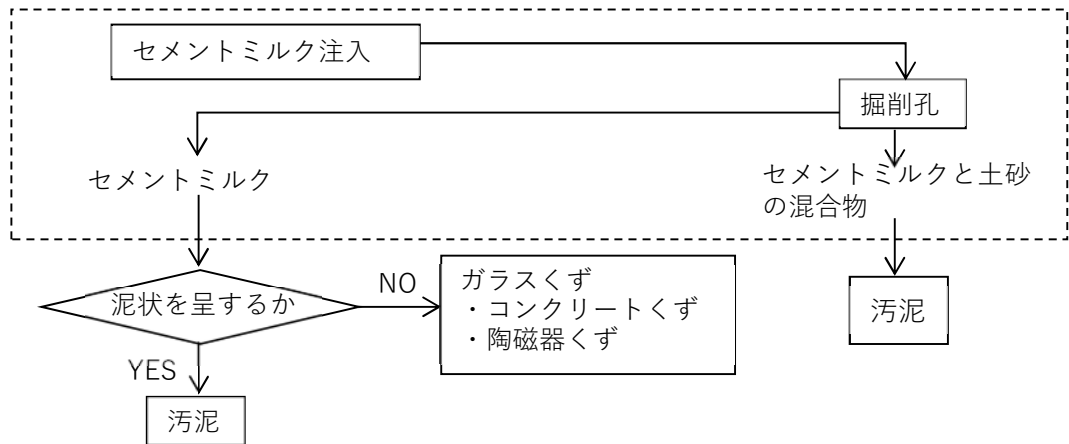
● 泥水非循環工法の例（アースドリル工法等）



● 泥水非循環工法の例（泥土圧シールド工法）



●柱列式連続壁工法の例（SMW 工法等）



< 建設工事における廃棄物の発生場所 >

建設工事の場合、廃棄物は建設工事の工事現場で発生します。

廃棄物の発生場所を事業場と考えるため、工事現場（＝事業場）が川崎市にある場合、次の報告書等では川崎市長あてのものとして取り扱うこととなります。

- ・ 廃棄物管理票交付等状況報告書
（P18「8（3）ア」、P49 参照）
- ・ 多量排出事業者の提出する計画書・報告書、自主管理事業
（P24「10. 多量排出事業者」参照）

14 建設リサイクル法

建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

建設業を営む方は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するように努めてください。

(1) 建設リサイクル法の概要

一定規模以上の対象建設工事については、特定建設資材を分別解体等により現場で分別するとともに、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物について再資源化することが義務付けられました。

ア 対象

(ア) 対象建設工事の規模

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500 m ²
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※ ¹	請負代金の額※ ³ 1 億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※ ²	請負代金の額※ ³ 500 万円

※¹ 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※² 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※³ 請負代金の額には消費税を含む

(イ) 特定建設資材

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄からなる建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート板など）
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

(ウ) 特定建設資材廃棄物

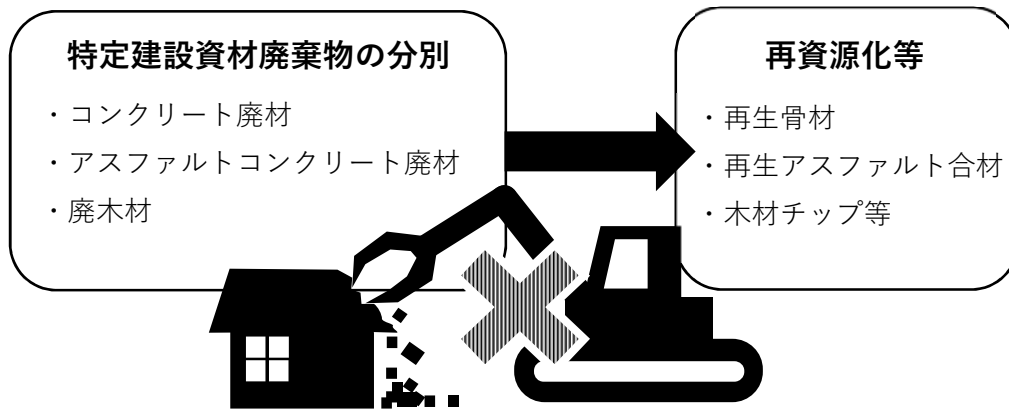
特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

イ 分別解体等の実施の義務付け

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、工事の規模が一定基準以上のものについて、工事の受注者（自主施

工者を含む)は、正当な理由がある場合を除いて、施工方法に関する基準に従って分別解体等を行わなければなりません。

従来多く行われていた無分別での解体(ミンチ解体)のような工法はできなくなり、分別解体、再資源化等が義務づけられました。



ウ 再資源化等の実施の義務付け

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を実施しなければなりません。

ただし、特定建設資材のうち木材が廃棄物となったものについては、工事現場から一定の距離(50キロメートル)以内に再資源化するための施設がない場合等においては、焼却等によりその容積を減らすこと(減容化)に代えることができます。この場合、自ら判断することせず、廃棄物指導課にご相談ください。(連絡先は奥付参照)

エ 解体工事業者の登録

建設リサイクル法では、分別解体等の施工技術を確保するため、解体工事業者の登録制度が設けられました。建築物等の解体工事を請け負う者は、元請、下請、金額に関わらず、都道府県知事に登録し、5年毎に更新しなければなりません。

なお、1件500万円以上の解体工事(建築工事業に該当する解体工事を含む建設工事にあつては、請負金額が1,500万円以上)を請け負う場合は、建設業の許可が必要です。

オ 建設リサイクル法での発注者・受注者の義務

(ア) 発注者(自主施工者を含む)の義務

対象建設工事の発注者(自主施工者を含む)は、工事に着手する日の7日前までに、解体する建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、川崎市長に届け出なければなりません。また、川崎市長は、その届出にかかる分別解体等の計画が施工方法に関する基準に適合しないと認めるときは、発注者に対し、分

別解体等の計画の変更等を命ずることができます。

〈届出等窓口〉

川崎市における計画等の届出(通知)の窓口は、工事の種類によって異なります。

・ 建築物の解体、新築・増築及び修繕・模様替等の届出及び通知

まちづくり局指導部建築指導課 電話 044-200-3007

・ 建築物以外の解体・新築工事(土木工事等)の届出及び通知

建設緑政局総務部技術監理課 電話 044-200-2764

(イ) 受注者の義務

元請業者は、対象建設工事の請負にあたり、発注者に対して、分別解体等の計画等の必要事項を書面で説明しなければなりません。また、下請業者に対し、発注者が川崎市長に届けた事項を報告しなければなりません。

さらに、元請業者は、再資源化等が完了した際、再資源化等をした施設の名称や再資源化等に要した費用を発注者に書面で報告しなければなりません。また、その再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければなりません。

(ウ) 書面による契約等

発注者と受注者(元請業者)との契約において、契約書の中に建設業法で定められた事項の他、分別解体の方法、解体工事や再資源化等に要する費用、再資源化等を実施するための施設の名称・所在地等を明記することが義務付けられています。

(2) 工事の発注から実施への流れ

①説明

受注者が発注者に対して工事の方法、再資源化の方法等を書面で説明する。

②業者の選択・契約

発注者が業者を選択し、契約する。分別解体の方法等を記載した書面を取り交わす。

③事前届出

工事着手日(実際に工事をはじめる日)の7日前までに発注者が届出書を提出する。

④変更命令

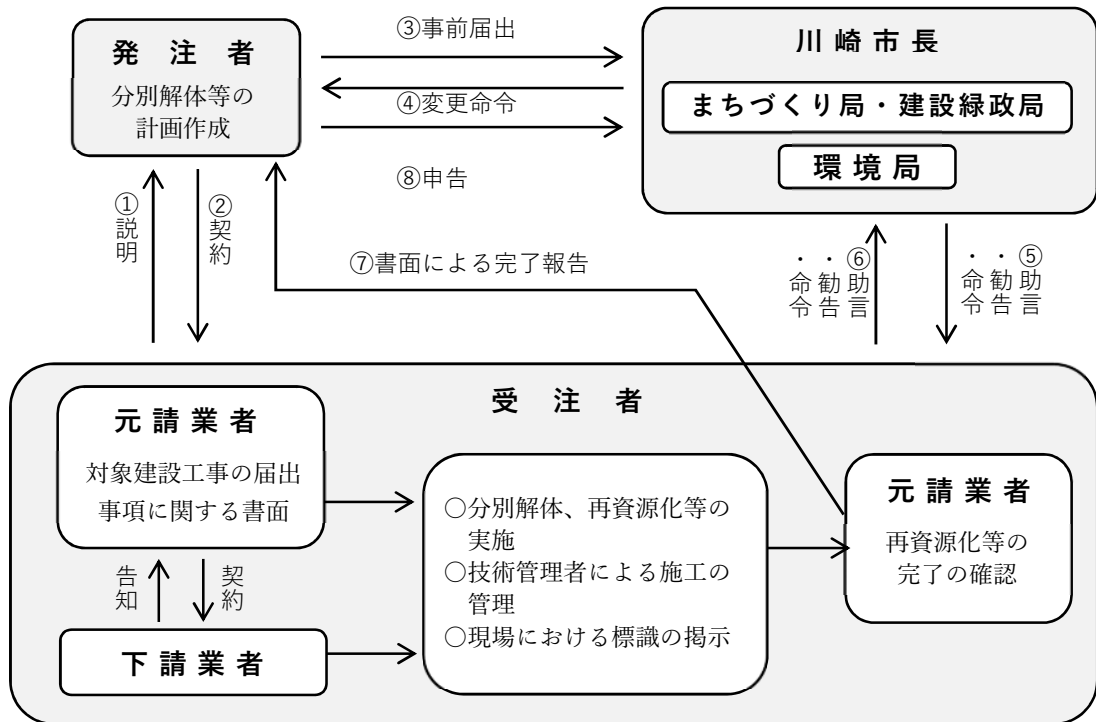
事前に受けた届出に対して内容を審査し、必要がある場合には変更を命ずる。

⑤分別解体等に関する助言・勧告・命令

分別解体等の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、助言・勧告をする。また、正当な理由がなく分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずる。

⑥再資源化等に関する助言・勧告・命令

再資源化等の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、助言・勧告をする。また、正当な理由がなく再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合、再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずる。



(図 14 工事の発注から実施の流れ)

⑦書面による完了報告

受注者が発注者に対して書面で再資源化等の完了の報告をする。受注者は再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

⑧申告

発注者は、⑦の報告を受け、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、廃棄物指導課にその旨を報告し、適正な措置を求めることができる。(連絡先は奥付参照)

(3) 報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等

ア 報告の徴収

市長は、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度において、対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材にかかる分別解体等の実施状況に関し報告を求めることができます。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関し報告を求めることができます。

これらの報告を拒否したり、虚偽の報告を行ったりした場合は、罰則の対象となります。

イ 立入検査

市長は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の

適正な実施を確保するために必要な限度において、その職員に、対象建設工事の現場または対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。

立入検査を拒否したり、妨害したり、忌避した場合には、罰則の対象となります。

ウ 助言、勧告

市長は、次の要件に該当する場合に、都道府県知事が定める特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を勘案して、次の者に対し、必要な助言又は勧告をすることができます。

要件	対象者	助言又は勧告の内容
対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するために必要があると認めるとき	当該対象建設工事受注者又は自主施工者	分別解体等の実施に関すること
対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるとき	対象建設工事受注者	特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関すること

エ 措置命令

市長は、次の要件に該当する場合に、都道府県知事が定める特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する指針を勘案して、次の者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

対象者が命令に違反した場合、罰則の対象となります。

要件	対象者	命令の内容
対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなく分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するために特に必要があると認めるとき	当該対象建設工事受注者又は自主施工者	分別解体等の方法の変更その他必要な措置
対象建設工事受注者が正当な理由がなく特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるとき	対象建設工事受注者	特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置

(4) 罰則

受注者等が建設リサイクル法に違反した場合は、次に掲げる罰則が科せられることがあります。

第 49 条 50 万円以下の罰金

	違反行為	違反条項
措置命令違反	正当な理由なく分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の適正な実施を確保するために特に必要があると認める場合に出された措置命令に違反すること	第 15 条
	正当な理由なく特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために特に必要があると認める場合に出された措置命令に違反すること	第 20 条

第 50 条 30 万円以下の罰金

	違反行為	違反条項
措置命令違反	対象建設工事の届出に関し、分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命じられた発注者又は自主施工者がその命令に違反すること	第 10 条第 3 項

第 51 条 20 万円以下の罰金

	違反行為	違反条項
届出等義務違反 不正手段による届出等義務違反	対象建設工事の届出及び当該届出に係る事項の変更をしないこと、及び不正の手段により届出及び変更を行うこと	第 10 条第 1 項、 第 2 項
報告義務違反	対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者が求められた報告をせず又は虚偽の報告をすること	第 42 条
立入検査拒否・ 妨害・忌避	職員の行う立入検査を拒み、妨げ、又は忌避すること	第 43 条第 1 項

第 52 条 各本条の罰金

	違反行為	違反条項
両罰規定	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第 48 条から第 51 条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。	

第 53 条 10 万円以下の過料

	違反行為	違反条項
記録作成義務・記録保存義務違反	対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成せず若しくは虚偽の記録を作成し、又は当該記録を保存しないこと	第 18 条第 1 項

資料集

1 産業廃棄物の種類と品目例

- (1) 産業廃棄物の分類（すべての業種に共通）
- (2) 産業廃棄物の分類（業種限定のあるもの）
- (3) 特別管理産業廃棄物

2 産業廃棄物の保管高さ等の制限

- (1) 高さ上限の基準
- (2) 不適正な例

3 帳簿の作成

- (1) 産業廃棄物処理施設（許可施設及び許可施設以外の焼却施設）を設置している事業者
- (2) 排出事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- (3) 特別管理産業廃棄物を生じ自ら処理する事業者

4 様式集

1 産業廃棄物の種類と品目例

(1) 産業廃棄物の分類（すべての業種に共通）

	種類	品目例
1	燃えがら	石炭がら、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、すす、産業廃棄物の焼却灰、炉掃出物、廃カーボン類、廃活性炭
2	汚泥	ビルピット汚泥、下水道汚泥、メッキ汚泥、赤でい、ベントナイト廃泥水、廃水処理汚泥、道路側溝・排水路汚泥、研磨汚泥、廃消火剤、廃白土、廃ショットブラスト、グリストラップ汚泥
3	廃油（引火点 70°C 以上のもの）	廃重油、潤滑油系廃油、廃切削油、動植物性油脂、油性塗料廃溶剤、タールピッチ、絶縁油、廃インク
4	廃酸（pH2～7）	酸洗工程廃液、酸性メッキ廃液、写真定着液
5	廃アルカリ（pH7～12.5）	アルカリ洗浄廃液、アルカリ性メッキ廃液、写真現像液
6	廃プラスチック類	ビニールくず、合成皮革、合成繊維くず、合成ゴム、廃タイヤ、廃発泡スチロール、FRP、プラスチック容器、写真フィルム、廃イオン交換樹脂、乾燥ペイント <u>※合成繊維として、ポリエステルなどで織られた制服、不織布（石油由来）も該当します。</u>
7	ゴムくず	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
8	金属くず	缶、切削くず、研磨くず、打抜きくず、金属スクラップ
9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空びん、ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリート製品くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、廃石膏ボード
10	鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂、不良鉱石、金属スラグ
11	がれき類	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、路盤材
12	ばいじん（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で集められたもの）	電気集じん機の捕集ダスト、サイクロンの捕集ダスト、湿式集じん機の捕集ダスト

次ページにある「木くず」のうち、パレットは業種に関わらず産業廃棄物の「木くず」として取り扱います。

(2) 産業廃棄物の分類 (業種限定のあるもの)

	種類	品目例	限定業種等
13	紙くず	塗工紙、梱包紙、壁紙、襖紙、障子紙、裁断くず、製本くず、印刷くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。） 出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業、印刷物加工業に係るもの
14	木くず	廃木材、おがくず、バーク類、加工木くず、木切れ、型枠、伐木、伐根（建設工事に伴うもの） パレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。） パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの 物品賃貸業に係るもの パレット（業種にかかわらず産廃）
15	繊維くず	畳、壁布、カーペット、じゅうたん、袋、作業衣、ウエス、アセテート、木綿、羊毛、絹、麻等の天然繊維くず等	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）
16	動植物性残さ	鳥、獣、魚の骨、あら、甲殻、野菜くず、あめかす、のりかす、羽毛、醸造かす、卵のから、貝殻、食品製造かす	食料品製造業・医薬品製造業・香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
17	動物系固形不要物	牛、馬、豚、めん羊、山羊、食鳥、鶏、あひる、七面鳥、その他食鳥	と畜場・食鳥処理場において解体等の処理をした獣畜、食鳥に係る固形状の不要物
18	動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、鶏等のふん尿	（畜産農業に係るものに限る。）
19	動物の死体	牛、馬、豚、めん羊、鶏等の死体	（畜産農業に係るものに限る。）

その他

20	政令第13号廃棄物	汚泥のコンクリート固型化物等	上記 19 種類の産業廃棄物を処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの
----	-----------	----------------	--

(3) 特別管理産業廃棄物

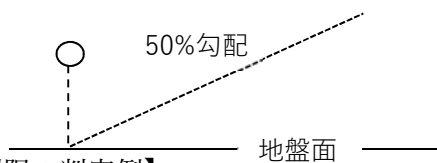
種類		内容
廃油（燃えやすいもの）		引火点が 70℃未満の燃えやすい廃油及びそれらのものを 5%以上含むもの（飲料用アルコールは、除く。）。
廃酸（腐食性）		水素イオン濃度指数（pH 値）が 2.0 以下の廃酸
廃アルカリ（腐食性）		水素イオン濃度指数（pH 値）が 12.5 以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物		病院、診療所等施行令別表 1 に規定された施設から排出される血液、使用済み注射針などの感染性病原体が含まれ又は付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	PCB が染み込んだ汚泥、PCB が塗布され又は染み込んだ紙くず、PCB が染み込んだ木くず及び繊維くず、PCB が付着し又は封入された廃プラスチック類及び金属くず、PCB が付着した陶磁器くず及びがれき類
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
	廃水銀等	<p>施行規則別表 1 に示す施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設で回収した廃水銀 ・ 廃水銀等を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
	廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物から除去された石綿吹き付け材、石綿含有保温材、飛散性の石綿保温材及び除去工事から生じる石綿が付着したおそれのある廃プラスチックシート、廃防じんマスク等 ・ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設により集められたもの及び当該事業場から生じる石綿が付着したおそれのある廃防じんマスク、集じんフィルター、作業衣等
	鉍さい	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を超えるもの
	指定下水汚泥、ばいじん、燃え殻、廃油（廃溶剤）、汚泥、廃酸、廃アルカリ	施行令別表第 3 に規定された特定施設で生じたもので、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を超えるもの

2 産業廃棄物の保管高さ等の制限

(環境省令で定める保管高さ制限) 屋外で容器を用いずに保管する場合であって廃棄物が囲いに接する場合は、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50 cm 以下とし、それ以上内側は勾配が 50% 以下である必要があります。また、廃棄物が囲いに接しない場合も囲いの下端から勾配が 50% 以下とする必要があります。(※50%勾配とは、水平 1m に対して、50cm の高さになること)

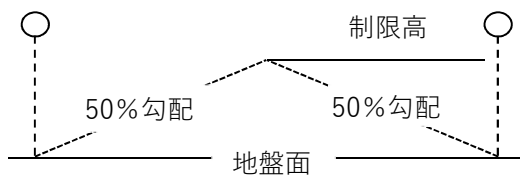
(1) 高さ上限の基準

ア 囲いに接することなく廃棄物を保管する場合

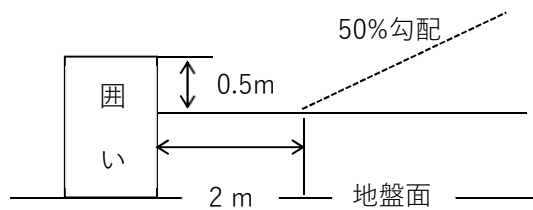


【高さ制限の判定例】

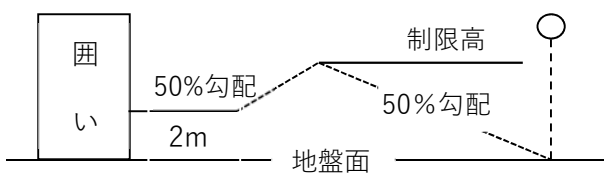
(例 1) 両方が廃棄物に接していない囲い



イ 囲いに接して廃棄物を保管する場合



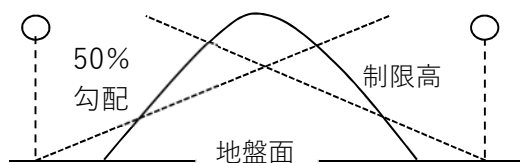
(例 2) 片方が直接負荷部分の囲い、片方が廃棄物に接しない囲い



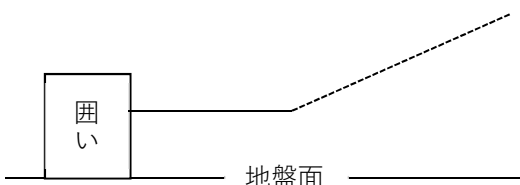
(2) 不適正な例

ア 模式図

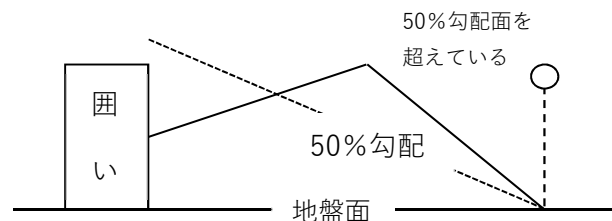
(ア) 50%勾配と高さ制限を越えている。



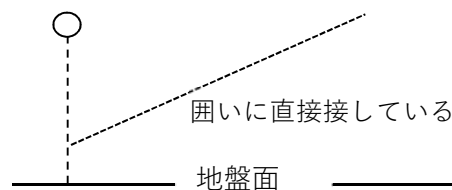
(ウ) 壁の頂部から 50cm 下げていない。



(イ) 勾配の起点を壁から 2m 離していない。



(エ) 構造耐力上安全とはいえない。



イ その他違反となる例

(ア) 囲いが廃棄物と接して曲がって (歪んで) いる。(当該荷重に対して構造体力上安全でない)

(イ) 囲いと接して廃棄物を壁の高さぎりぎりまで積み上げる。(さらに囲いの上部にプラスチックの板を 50cm 継ぎ足した場合等も含む)

3 帳簿の作成

【帳簿記載にあたって注意すること】

事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における内容の記載を終了していること。

1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

(1) 産業廃棄物処理施設（許可施設及び許可施設以外の焼却施設）を設置している事業者

1	処分年月日
2	処分方法ごとの処分量
3	処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかとすること。

(2) 排出事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者

	運搬	処分
記載事項	1 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	1 産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日	2 処分年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	3 処分方法ごとの処分量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかとすること。

(3) 特別管理産業廃棄物を生じ自ら処理する事業者

	運搬	処分
記載事項	1 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	1 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日	2 処分年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	3 処分方法ごとの処分量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	4 処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合には帳簿の作成が不要になりました。

※「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第9号）」により電磁的記録による保存、作成も可能です。

4 様式集

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

【ネット申請可】

紙マニフェストを交付した場合、年度で集計し、市長あて翌年度 6 月末までに提出します。
→ <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000038423.html>

2 措置内容報告書（紙マニフェスト用）

3 措置内容報告書（電子マニフェスト用）

【2、3ともネット申請可】

交付後、期限までにマニフェストの回付がなかった場合、虚偽記載があった場合、処理困難通知を受けたとき等に、措置を講ずるとともに 30 日以内に市長あてに提出します。

電子マニフェスト用→ <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000038418.html>

紙マニフェスト用→ <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000038414.html>

4 特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告書

【ネット申請可】

特別管理産業廃棄物を排出するときに、事業場ごとに設置が必要な管理責任者について、設置・変更報告を行うもの。30 日以内。

→ <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000025866.html>

5 電子マニフェスト登録等状況報告書

【ネット申請可】

電子マニフェストの登録情報について、確定後に誤りが分かった場合に市長あて報告します。
→ <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000135909.html>

6 産業廃棄物事業場外保管届出書関係（届出書、変更届出書、廃止届出書）

【ネット申請可】

建築工事に伴い生ずる産業廃棄物を、その建設工事現場の外で、かつ 300m² 以上の場所
所で保管する場合に市長あて届け出るものです。（保管場所が川崎市内にある場合）

→ <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013603.html>

（注意）URL で表示されない場合は様式名で検索してください。

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

(記載例)

様式第三号（第八巻の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和*年度)

令和 *年6月 *日

川崎市内の事業場のものに
限ります。

年度は前年度（集計年度）を
表示してください。

法人の場合は名称と代表者（+肩書）
を記入してください。

報告者
作 所 **県**市**区**町**1-2-3
氏 名 **株式会社** **代表取締役**
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 0**-**-****

押印不要

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和*年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社 *** 川崎支店	業 種	M76 飲食店						
事業場の所在地	神奈川県川崎市**区**町**番**								
電話番号	044-**-****								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	汚泥	0.950	2	01400*****	**運送(株)	神奈川県川崎市**区**町**番**	05720*****	(株)**	
2	廃プラスチック類	0.950	10	05750*****	(株)**	神奈川県川崎市**区**町**番**	05720*****	(有)**	
3	廃プラスチック類	0.920	2	05750*****	(株)**	東京都**区**町**番**	01370*****	(株)**環境	
4	混合廃棄物 (金属くず、 プラスチック)	1.400	12	01400*****	**運送(株)	神奈川県川崎市**区**町**番**	01420*****	(株)**	

tに換算し
てください

1,000t (特管
50t) を超え
ると計画書
の提出が必
要です。
(P●参照)

同じ種類でも処理ルートが違う
場合は別の行に記載します。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

通常「処分場所の住所」は空欄になります。

混合の場合、「産業廃棄物
の種類」を書き添えてくだ
さい。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

2 / 2 ページ

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	廃油	6.007	1	05750*****	**運輸(株) (区間委託1)	神奈川県川崎市**区**町**番**			
				05750*****	**運輸(株) (区間委託2)	神奈川県川崎市**区**町**番**	01420*****	(株)**1業	

区間委託の場合は最終行
に処理施設が来るように
記入してください。

建設工事の場合、このよ
うにまとめて記載するこ
とができます。

事業場の名称	川崎市内各工事現場			業 種	D06 総合工事業				
事業場の所在地	神奈川県川崎市**区**町**番**								
電話番号	044-**-****								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	木くず	23.65	6	05750*****	(株)**	東京都**区**町**番**	01370*****	(株)**環境	

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（年度）

年 月 日

川崎市長 殿

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種		電話番号		電話番号		電話番号	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運 搬 先 の 住 所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在所地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先に記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

/ ページ

事業場の名称											
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所		
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											

備考

- この別紙は報告書の対象となる産業廃棄物の種類等が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用すること。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。
- 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。
- ページ数欄には、該当ページ数/総ページ数を記載すること。

(日本産業規格 A列 4番)

2 措置内容報告書（紙マニフェスト用）

（記載例）

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書		20**年**月**日
川崎市長 様		
報告者 住 所 神奈川県川崎市**区**		
氏 名 **株式会社 代表取締役 **** (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		押印不要
電話番号 044-**-****		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管理票	交付番号	*****
	交付年月日	20**年**月**日
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 (汚泥)	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量	2,000 t	
報告書を提出することとなった事由の区分及び②～④に該当する場合にあっては、当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定に けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	**株式会社 **工場
	住 所	**県**市****
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法	出荷減に伴い、施設が稼働停止となっていたため。	
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容	施設内保管し、稼働後速やかに処理を行うよう指示を行った。	
備考	1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合の「種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者 ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者 ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者 ④の場合 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知をした者 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

複数ある場合は「別紙のとおり」として別紙により報告してもよい。

①期限内に返ってこないとき
②記入漏れがあったとき
③虚偽記載があったとき
④処理困難通知を受けたとき
⑤許可の取消があったとき

指示した内容（取った措置）について具体的に記入してください。

（日本工業規格 A列4番）

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書		年 月 日
川崎市長 様		報告者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管理票	交付番号	
	交付年月日	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類		1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった事由の区分及び②～⑤に該当する場合にあっては、当該事由が生じた年月日		① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けなかったとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき（年月日） ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき（年月日） ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき（年月日） ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき（年月日）
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	
	住所	
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		

<p>△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容</p>	
<p>備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。</p> <p>2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。</p> <p>(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者</p> <p>②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者</p> <p>③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者</p> <p>④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者</p> <p>⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者</p> <p>3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>	

(日本産業規格 A列4番)

3 措置内容報告書（電子マニフェスト用）

（記載例）

様式第五号（第八条の二十八関係）

（表面）

措置内容等報告書		20**年**月**日	
川崎市長 様		報告者 住 所 神奈川県川崎市**区** 氏 名 **株式会社 代表取締役 *** （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 044-**-*****	
		押印不要	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。			
登録内容	引渡し年月日	①20**年**月**日、②20**年**月**日	複数ある場合は「別紙のとおり」として別紙により報告してもよい。
	登録年月日	①20**年**月**日 登録番号 ①**** ②20**年**月**日 ②****	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物（ ） 2 その他の産業廃棄物（ 廃プラスチック類 ）		
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量	① 3m ³ 、② 2個		
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第10項の規定による通知を受けたとき（20**年**月**日） ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき（ 年 月 日） ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき（ 年 月 日） ④ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6を含む。）の規定による通知を受けたとき（ 年 月 日）		
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	****株式会社	
	住 所	**県**市*****▲—●	
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法	情報処理センターから期限切れ通知を受信して把握した。確認したところ、処理は完了していたが、処分完了が未登録であった。		
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容	処分業者へ速やかに登録するよう指示し、登録を確認した。また、今後このようなことがないように注意した。		

指示した内容（取った措置）について具体的に記入してください。

措置内容等報告書			
			年 月 日
川崎市長 様			
報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 38 の規定に基づき、次のとおり報告します。			
登録内容	引渡し年月日		
	登録年月日	登録番号	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()		
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量			
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の 5 第 10 項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第 12 条の 5 第 4 項の規定により通知を受けた同条第 2 項又は第 3 項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第 14 条第 13 項、第 14 条の 2 第 4 項、第 14 条の 4 第 13 項又は第 14 条の 5 第 4 項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ④ 法第 14 条の 3 の 2 第 3 項（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)		
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称		
	住 所		
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法			

<p>△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容</p>	
<p>備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。</p> <p>2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。</p> <p>(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者</p> <p>②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者</p> <p>③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者</p> <p>④の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者</p> <p>3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>	

(日本産業規格 A列4番)

4 特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告書

(記載例)

第25号様式

特別管理産業廃棄物 管理責任者設置等報告書	
(宛先) 川 崎 市 長	
*** 法人の場合は名称と代表者 (+ 肩書) を記入してください。	
報告者 住 所 ***県***市*** ふりがな ***** 氏 名 株式会社** 代用取締役 **** (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 0**-***-**** 担当者 ** 押印不要 FAX番号 0**-***-****	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項の規定により、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置したので、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第29条の規定により、次のとおり報告します。	
事業場の名称及び所在地	株式会社** 川崎研究所 神奈川県川崎市**区** 1-2-3 電話番号 044(***)****
(ふりがな) 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名	*****
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	※ 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会修了
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の年月日とその事由(変更の場合にあつては、前任者の氏名を含む。)	****年 **月 **日 (事由) 研究所を新たに開設したため
事業場において発生又は処理する特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油、廃酸、廃アルカリ
※ 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格の取得を証する書類を添付してください。	

どちらかに○をつけます。
廃止の届出は不要です。

押印不要

講習会修了の場合はこのように記載します。医師免許、薬剤師免許などは「医師」「薬剤師」等、実務経験の場合は「実務経験」と記載します。

「変更」の場合、前任者の氏名を記入してください。

「産業廃棄物の種類」を書きます。

必ず証明する書面を添付してください。

実務経験を資格とするときは、その旨を記載したものを添付してください。(様式自由)

感染性産業廃棄物とそれ以外の特別管理産業廃棄物では資格要件が異なります。両方の管理が必要な場合は設置者と資格を確認してください。(P22「特別管理産業廃棄物管理責任者の資格」参照。)

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物
管 理 責 任 者 設 置 等 報 告 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

報告者

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者

FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項の規定により、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置変更したので、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第29条の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称 及び所在地	電話番号 ()
(ふりがな)	
特別管理産業廃棄物 管理責任者の氏名	職名 氏名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	※
特別管理産業廃棄物 管理責任者の設置又 は変更の年月日とそ の事由(変更の場合 にあっては、前任者 の氏名を含む。)	年 月 日 (事由)
事業場において発生 又は処理する特別管 理産業廃棄物の種類	

※ 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格の取得を証する書類を添付してください。

5 電子マニフェスト登録等状況報告書

(記載例)

様式 1

電子マニフェスト登録等状況報告書 (20**年度) の変更について			
20**年 * 月 **日			
川崎市長 殿			
報告者 川崎市**区**町1-2-3 住 所 株式会社**** 氏 名 代表取締役 ** ***(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 044-****-****			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第9項の規定により情報処理センターから報告された電子マニフェスト登録等状況報告書の内容に変更がありましたので、次のとおり報告します。			
項 目	変 更 前	変 更 後	
電子マニフェスト登録等状況報告書の集計結果	別添1のとおり (変更前の集計結果を添付)	別添2のとおり (変更後の集計結果を添付)	
個別データ	マニフェスト番号	別紙のとおり	
		別紙のとおり	
		別紙のとおり	
	排出事業場名称・所在地	川崎工場 川崎市**区**町****	川崎工場 川崎市**区**町****
	廃棄物分類コード・名称等	0300 廃油	0300 廃油
	廃棄物数量	3.7 t	4.5 t
	収集運搬業者	名 称	別紙のとおり
		住 所	別紙のとおり
	処分業者	名 称	別紙のとおり
		住 所	別紙のとおり
処分事業場	名 称	別紙のとおり	
	所 在 地	別紙のとおり	
そ の 他			
変 更 の 理 由		排出量を誤って登録したため。	
備 考			
上記の欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」を記載し、別紙を添付すること。			

変更部分ができるように記入してください。

電子マニフェスト登録状況報告書（ 年度）の変更について

年 月 日

川崎市長 殿

報告者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 5 第 9 項の規定により情報所為センターから報告された電子マニフェスト等炉機等状況報告書の内容に変更がありましたので、次の通り報告します。

項 目		変更前	変更後	
電子マニフェスト登録等状況報告書の 集 計 結 果		別紙 1 のとおり (変更前の集計結果を添付)	別紙 2 のとおり (変更後の集計結果を添付)	
個 別 デ ー タ	マニフェスト番号			
	登 録 日 時			
	引 渡 日			
	排出事業場名称・所在地			
	廃棄物分類コード・名称等			
	廃 棄 物 数 量			
	収集運搬業者	名 称		
		住 所		
	処分業者	名 称		
		住 所		
処 分 事 業 場	名 称			
	住 所			
そ の 他				
変 更 の 理 由				

備考

上記の欄に記載事項のすべてを記載することが出来ないときは、同欄に「別紙のとおり」を記載し、別紙を添付すること。

6 産業廃棄物事業場保管届出書関係（届出書、変更届出書、廃止届出書）

（記載例はありません。）

<産業廃棄物>

産業廃棄物事業場外保管届出書 様式第二号の四

産業廃棄物事業場外保管変更届出書 様式第二号の五

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 様式第二号の六

<特別管理産業廃棄物>

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書 様式第二号の十

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書 様式第二号の十一

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 様式第二号の十二

事業場外保管場所が川崎市内にある場合に川崎市長あて提出をします。

川崎市外にある場合は、その保管場所を所管する行政機関に提出してください。

（川崎市の場合は法定の 300m² ですが、他都市では基準が異なる場合があります。）

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

<p>産業廃棄物事業場外保管届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>川崎市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段の規定により、関係書類 第12条第4項</p> <p>及び図面を添えて届け出ます。</p>		
保管の場所に関する事項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日	年 月 日	
<p>備考</p> <p>積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。</p>		

（日本産業規格 A列4番）

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
年 月 日		
川崎市長 殿		
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項後段の規定により、関係書類及び 図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本産業規格 A列4番）

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

<p>産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>川崎市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 2 の 6 の規定により届け出ます。</p>	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

(日本産業規格 A列4番)

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

<p>特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>川崎市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第3項前段の規定により、関係書類 第12条の2第4項</p> <p>及び図面を添えて届け出ます。</p>		
保管 の 場 所 に 関 す る 事 項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日	年 月 日	
<p>備考</p> <p>特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。</p>		

（日本産業規格 A列4番）

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
年 月 日		
川崎市長 殿		
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 3 項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本産業規格 A列4番）

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

<p>特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>川崎市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 3 項前段の規定による届出に係る 保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 13 の 6 にお いて準用する同令第 8 条の 2 の 6 の規定により届け出ます。</p>	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

(日本産業規格 A列4番)

発行 令和 5 年 3 月

産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課計画推進係

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電 話 044-200-2581

メール 30haiki@city.kawasaki.jp
